

総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会

委員長 河村 龍男

- 1 日 時 令和7年6月25日(水) 10時00分開会、15時21分閉会
教育委員会、政策企画部、環境市民部
令和7年6月26日(木) 10時00分開会、10時50分閉会
総務部・消防担当部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 河村 龍男、仲小路 悦男、中村 譲、中本 和行、仲山 哲男、
林 節子、藤川 みゆき、森戸 芳史、早稲田 真弓
- 4 事務局職員 山本 大輔、起本 一生
- 5 説明員 吉本副市長
【教育委員会】 伊藤教育長、小山教育部長、加川教育部次長兼教育総務課長、吉永ひかり学
園推進課長、岩政学校教育課長、田中学校教育課主幹、宮本部活動改革推進
室長、久山文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好スポーツ推進課長、大
濱図書館長、高橋学校給食センター所長
【政策企画部】 岡村政策企画部長、山門財政課長兼行政経営室長、坪根企画調整課長兼秘書
室長、松岡情報・DX推進課長、岩崎税務課長、大隅収納対策課長、守田会
計管理者、高木会計課長
【環境市民部】 讃井環境市民部長、藤井市民課長、周田環境政策課長、山田環境事業課長兼
深山浄苑長、山根生活安全課長、村上人権推進課長兼ふれあいセンター所長、
国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長
【総務部・消防担当部】 山岡総務部長、赤星消防担当部長兼次長、和久総務課長、山近人材育
成・女性活躍推進室長、海老本防災危機管理課長、秦消防担当課長、山口入
札監理課長、中村監査委員事務局長、園田選挙管理委員会事務局長、森次大
和支所長兼大和支所住民福祉課長、国光統括出張所長兼室積出張所長、福田
浅江出張所長、奥田周防出張所長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 報道2社、市議会モニター

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第46号 令和7年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：吉永ひかり学園推進課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは質問でございます。今、大体の概略の説明をいただきましたけども、これらの具体的な移設工事の時期とか、あるいは工事の詳細、また補償金の支払い先についてお示してください。

○吉永ひかり学園推進課長

工事内容の詳細についての御質問をいただきました。

まず、具体的な内容ということで申し上げますと、このたび、先ほど申しましたように、電柱等が支障となりますことから撤去・移設を行います。具体的には、まず電柱、こちらについては電気を通すための、いわゆる電柱になりますけれども、今回移設するものが4か所でございます。また、撤去する箇所が3か所ございまして、その補償となる相手方は、中国電力ネットワーク株式会社となっております。

もう一方で、今度は電話の関連するものでございますが、電話柱としての撤去が2か所。それと、架空ケーブルの新設、これはいわゆる通信ケーブルでございますけれども、これを新設いたします。

こちらにつきましては、先ほど申しました中国電力ネットワークさんの電柱のほうに併せて併設といいますか、設置をするということになっておりまして、この電話柱に対する補償先は、株式会社NTTフィールドテクノとなっております。

具体的な時期でございますけれども、このたび、周辺道路拡幅工事というものを、7月下旬ぐらいから行っていくことになっておりまして、それと併せて行ってまいりますので、今、予定といたしましては、8月というところで予定をしております。

以上でございます。

○仲小路委員

詳細な状況を確認しました。以上で、ありがとうございました。

○中村委員

先ほどの説明の中で、今年度実施する周辺道路の拡幅工事に先行して、支障となる既存電柱等の撤去・移設を行うという説明がありました。これを行うことによって、今後のスケジュールに変更というのはあるのでしょうか。お願いいたします。

○吉永ひかり学園推進課長

スケジュールの変更ということでの御質問をいただきました。

このたび実施する事業については、先ほど申しましたように、周辺道路の拡幅工事と併せて行うものでございます。この事業の一部として行うということで、当初から予定はしておりましたので、スケジュールについても織り込み済みということで、今後のスケジュールに変更はございません。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。変更はないということで理解しました。

周辺道路の拡幅工事は、財源として合併特例債を活用されるという予定でしたので、少しスケジュールが心配になったということで、ちょっと質問させていただきました。ありがとうございます。

また、これに関連することなんですけれども、同僚議員の一般質問の答弁の中で、今回の電柱等の撤去・移設も含めて、今後の全体的なスケジュールについて、保護者など学校関係者に説明されるということでした。

保護者が気になるのは、安全対策はもちろんなんですけど、いつ新しい施設が供用開始になるのか。これは、新たな通学路や通学方法などの環境の変化が関係するために早めに知っておきたいというところだと思います。私が知る限りでは、昨年度の基本設計案の説明の中で、令和10年度頃に一部供用開始という説明がありました。このタイミングで施設一体型の小中一貫校が開始になると認識していますが、私は既存校舎の解体やグラウンド等の外構工事を行いながら、小中学校が一緒になって、学校運営が安全に安心してできるのかどうか心配しているところでございます。

こうした視点を踏まえて、今後のスケジュールを教えていただけたらと思います。

○吉永ひかり学園推進課長

今後の全体的なスケジュールということでの御質問をいただきました。

先ほど申しましたように、既存電柱の撤去・移設等を含めた周辺道路の拡幅工事については、今年度事業で行ってまいります。並行して今年度施設新設に向けた実施設計を策定中ではございまして、これが今年度完了する予定でございまして、これを基に、令和8年度、9年度の2か年をかけて、今後は校舎等の施設を整備していくこととなっております。

それを踏まえますと、今度は令和10年度の予定といたしましては4月ぐらい、ちょうど新学期になるタイミングではありますけれども、そのタイミングで校舎等の供用が開始できるという予定となっております。そのタイミングで併せて、今度は現在の大和中学校の既存校舎の解体も行う必要がありますことから、このタイミングで中学校は新校舎等へ移転するということとなっております。

一方で、校舎等が供用開始になったことから、先ほど委員のほうからも御質問いただきましたけれども、仰せのとおり、小学校の移転の部分というのも当然可能とはなっておりますけれども、学校運営と並行して工事も継続していくという状況にもなってお

りますことから、仰せのとおり、小学校の移転のタイミングは、当然今後ですけれども、学校であったり学校運営協議会など、学校関係者の方と引き続き検討していく必要があるのかなというふうに思っています。

何より、安全安心を第一に学校運営というのは考えていかないといけませんので、そのあたりはしっかりと協議していきたいと思いますし、先ほどもおっしゃいましたように、保護者の方もやはり事前の準備等もおありだと思いますので、その検討につきましてもしっかりと検討はいたしますけれども、早めに結論を踏まえてお出しした上で保護者の方にもしっかりと共有をしていきたいというふうに考えています。

説明につきましては、以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。今年度、4つの小学校が再編して、新たに大和小学校がスタートして、児童の皆さんは新しいお友達とかもでき、前向きに学校生活を過ごしていることと思います。こうした環境の中で、数年度新設の工事が完全に終わっていない状況、工事車両などが頻繁に出入りするようなそういう状況の中で、急いで小学校というのが移転する必要は私はないと思っております。

やはり、学校運営を行う上で安全と安心を大前提で、今、課長が言われたように進めていくということが重要だと思いますので、ぜひ今後、学校運営や学校関係者の皆さんと協議し、また決定した内容についても早めに保護者の皆さんとも共有していただければと思います。引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○早稲田委員

今の同僚議員の質問の中に、財源については合併特例債という文言が出てきたんですけども、こういったことに使える補助金等についてはないのでしょうか。お尋ねします。

○吉永ひかり学園推進課長

このたびの補正の電柱移設補償金に対する財源ということでの御質問だと思います。

いろいろこちらのほうでも県等も含めて確認いたしましたけれども、現時点で該当する補助金等、いわゆる特定財源はないということで、このたび、一般財源で進めていく予定としております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。こちらの今の大和中学校とかのこと以外にも、結構、学校関係のことでたくさん費用が必要になりますので、引き続き使える補助金とか、何かそういう制度がないかというのは、常に当たっていただければと思っております。どうぞよろしく願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○中村委員

その他ということで、1点質問させていただきます。

部活動の地域移行についてですけれども、現在49団体が登録しているところでございますが、実際の中学生の参加人数の状況というのが分かれば教えてください。

○宮本部活動改革推進室長

地域クラブ活動団体の中学生の参加状況ということであります。令和7年5月31日時点で、全体で337人の参加となっております。

以上でございます。

○中村委員

5月31日時点で337人ということで理解しました。ありがとうございます。

ある新聞の記事によると、周南市では把握されていないということでしたので、本市においてはどうかということを確認させていただきましたが、本市においてはしっかりと状況把握されているということで安心しました。ありがとうございます。

部活動の地域移行が速やかに進むよう、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○藤川委員

今の、先行議員とちょっと重なる部分があるんですけれども、部活動地域移行について1点お尋ねします。現在の中学1年生の部活動の入部率はどのくらいになっていきますでしょうか。

○宮本部活動改革推進室長

1年生の部活動の入部率ということでの御質問であります。

今年度、市内の公立中学校1年生の加入人数なんですけど、全体で181人でありまして、割合としましては52.9%が加入しているということになります。

以上でございます。

○藤川委員

地域クラブの数が少ない大和地域などでは、生徒の放課後の居場所というところで、

居場所がなくなってしまうのではないかとこのところ懸念して、この質問をさせていただいたんですが、併せて分かる範囲でいいんですけど、大和地域とか地域別でこの入部率というのはお分かりになりますか。

○宮本部活動改革推進室長

地域クラブの、大和中学校の1年生の現在の地域クラブへの参加人数なんですが、全体で20名の参加となっております。

以上でございます。

○藤川委員

全体で20名というところで、地域によってやはりばらつきがあるのかなと思いますけれども、やはり、旧光市内と大和地区ではちょっと違いがありますか。

○宮本部活動改革推進室長

現在、取組を進めています地域クラブ活動につきましては、地域を限定した取組というか、この地域だからこの地域クラブ活動に参加ができませんよとか、そういった縛りはございませんので、大和地域で活動されている地域クラブも、例えば浅江地区からも参加しておりますし、島田地区からも参加しているという状況がございますので、ばらつきがあるということはございません。

○藤川委員

分かりました。

部活動としてのメリットというのは協調性だったりとか、コミュニケーション力、自己管理能力だったりとか、あと継続力とか、そういったところでメリットがあると思うんですけども、そういったところで、あと居場所がなくなることによって、今後、以前ちょっと一般質問でもお話ししたんですが、情報モラル教育の観点からも、家に引きこもってインターネットに依存するとか、そういったことがないように、これからも引き続き、こういった地域クラブ活動への推進に継続して力を注いでいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○中本委員

それでは、数点質問をしたいと思ひます。委員と重複する事項がありますので、一応通告はしておりますので、質疑をさせていただきます。

まず1点目は、学校給食費負担軽減事業についてであります。

給食費ですが、原材料の高騰等によって、保護者負担が増加しないようにと、食材費高騰分を市が負担しますということであります。今後の見通し、あるいは、材料の仕入れについてのお考え、ここ数年、給食材料費はどのように上昇、変化したのかということを含めて、一つお伺ひをいたします。

○高橋学校給食センター所長

学校給食で使用する食材の価格でございますが、これは米の価格、米価も含めて、引き続き値上がりが見込まれているということでございます。従いまして、今後の物価動向等も注視しながら、賄材料費に不足が生じる恐れがある場合には、国の交付金の活用も視野に、必要に応じ機動的に対応していきたいというふうに考えております。

昨年度からの状況で申し上げます。昨年度よりちょっと前になるんですが、円安とか、それによる原材料費、それから人件費、輸送費の高騰により、近年は食材全般的に値上がりをしているという状況でございます。青果物のように価格が変動するものもございますので、あくまで参考としてですが、各年度の賄材料費は、物価の変動が大きくなる直前の令和3年度、これを100といたしますと、令和4年度が105.34%、令和5年度が103.75%、令和6年度が102.25%、令和7年度が100.09%となっております。

一方、児童生徒数の減少に伴い、学校給食費の調定額、これは年々減少しております。同じく令和3年度を100として、令和4年度が97.49%、令和5年度が95.83%、令和6年度が91.83%、令和7年度が87.7%となっております。

個別には、学校給食に最も影響が大きい牛乳については、円安による飼料価格や配送経費の高騰等により、令和4年度から令和7年度までに1本当たり19円、率にして133%値上がりをしております。

また、米につきましては、昨年から今年にかけて1kgあたり227.1円、率にして176%値上がりをしている状況でございます。

以上でございます。

○中本委員

物価高騰が年々、それは上がっているという状況はよく分かりました。特に牛乳が高騰価格が大きいということでありました。したがって、材料費の仕入れ、あるいはいろんなことについては、競争原理を働かすというような状況も考えていかなければいけないかなというふうに思っておりますので、しっかりと、その物価高騰によって子どもたちの食費、あるいはそれに影響がないような状況にならないといけないというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

非常に経済状況について厳しい状況の中で、物価高騰、家庭の会計、あるいは企業、経済全体に影響を及ぼしているということでもあります。各家庭では、生活費の増加の中で特に食料費、あるいは光熱費の値上がりが、負担が増えております。これによって、物価が少しは抑制されるのかなど。貯蓄を切り崩しながら生活している、特に低所得者層や高齢者は、生活するための必需品に多く買っておりますのが大半であります。そのため、高騰の影響は非常に大きいというふうに思っております。

したがって、消費を控えるようになって、経済全体が消費が落ち込んでいくというような状況になる可能性もありますので、今後の状況の中では、県内一部の自治体では給食費の無償化ということでもあります。中学校のみを無償化している自治体もあります。国では、2026年4月から小学校の給食費が無償化される見通しであろうというふうに思

っております。中学校の完全無償化の補助を、国全体で行うような状況になっております。

本会議でのお答えはよく分かっておりますが、この給食費の無償化についてしっかり今から議論し、喫緊の課題だというふうに思います。この給食費の無償化についてのお考えがあれば、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○高橋学校給食センター所長

先ほどお話をいただきましたが、本会議でも部長のほうで答弁をいたしておりますが、学校給食費の無償化につきましては、継続的かつ安定した財源の確保が最大の課題であることから、政策の優先順位も十分に踏まえながら、実施の時期や対象、財源など、様々な角度から検討を進めているところでございます。

こうした中、今、御案内がございましたが、国は小学校の給食無償化を念頭に、安定した恒久財源の確保策と併せ、令和8年度以降、できる限り早期の制度化を目指す、中学校についても可能な限り速やかに実現したいとしておりますことから、こうした国の動きを注視しつつ、引き続き、この実現の可能性について鋭意検討を進めてまいります。以上でございます。

○中本委員

給食費の無償化であります。ぜひ、無償化になるような検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

本会議でのお答えは、先ほど申していただきましたが、継続して安定した財源が必要であるということでありました。全くその通りであります。今の段階では具体的なお答えが難しいような状況であります。

しかし、よく考えていただけますか。先ほど申し上げましたが、理由としては、保護者の負担の軽減、子育て世代の経済的な支援、もう一つは少子化対策と考えますと、迅速な対応をしていかなければなりません。

さらにお考えをお聞きしようと思ひますが、この課題が大きいので、本会議で改めて議論をしていきたいと思ひますので、その時までじっくり考えとっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

次に、6月18日、スポーツニュースで、女子70キロ級で金メダルを獲得した田中と大きく取り上げていました。光市出身で、念願の世界大会初制覇で、首に掲げた金メダルが一段と輝いていました。田中選手の身体能力、技術などが、そして大けがを乗り越えて、戦略的な考え方で競技に優れたパフォーマンスを発揮され、優勝の金メダルを掴んだわけでありました。こういったアスリートであります。光市出身のアスリートもたくさんおるようでありました。今回の、この田中選手の活躍に喜びを、次の目標であるオリンピック金メダルを期待しているところであります。

多くのスポーツ選手が活躍しておりますので、所管としてはこのようなスポーツ大会で優勝し、あるいは金メダルを掴んだ選手については、所管としてはどのように捉えておられますか、お聞きをいたします。

○三好スポーツ推進課長

このたびの柔道家の田中志歩選手の世界柔道での金メダル獲得につきましては、本市出身ということもありまして、競技スポーツ選手の中でも、オリンピックを見据えた日本のトップ選手であるというふうに認識しております。このような世界を舞台に活躍される選手につきましては、光市の子どもたちをはじめ、多くの市民の皆様方が期待、希望を持たれているということを確認いたしております。

以上でございます。

○中本委員

分かりました。この田中選手は企業に属しておりますので、非常に厳しい状況の中での光市の対応になるというふうに思っております。いち早く市民にPRを、情報提供する必要があろうというふうに思っております。

マスコミでは、初制覇した金メダルの写真が載っておりましたが、もう少し市民に広く、深く情報提供するようなことをしていかなければならないと思います。こういう選手が今からおりますので、そしてさらにはまだこういう選手が出てくるというふうに思っていますので、しっかりとスポーツにも目を向けていただいて、そういう方向で情報提供をし、そして光に帰ったときに、凱旋で帰られましたら、その対応についてもしっかりとお考えをいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

では、引き続き、施設一体型小中一貫やまと学園の開校までの事項については、先ほどの説明の中で、10年度が一応一部開始、11年度はグラウンド整備しながら全施設が供用開始ということのスケジュールであります。この小中一貫やまと学園の開校については、スケジュールどおり工事が十分進んでいくのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

○吉永ひかり学園推進課長

施設一体型小中一貫やまと学園の新設のスケジュールということでの御質問です。

先ほども少し触れましたけれども、今年度実施設計を策定をしております、今年度中にそれがまとまる予定としております。その後ですけれども、来年度から再来年度、令和8年度から9年度の2か年をかけまして、施設の新設整備を進めていくという予定に、現状のところ変更はございません。

また、その後ですけれども、供用開始につきましては、中学校の供用開始については、先ほど申しましたように、令和10年度の4月を目標に今進めているところでございます。

一方で、小中学校の供用開始については、安全安心な視点等いろいろな課題もありますことから、今後、学校関係者の方との協議・検討を進めていきたいと思っております。

中学校供用開始の後のスケジュールといたしましても、現状のところ変更はありません。具体的には、既存校舎の解体とグラウンド等外構の整備を行ってまいりまして、それが終わるのが令和11年度というところで、全ての施設の供用開始が令和11年度という

ところでの現状の変更はありません。

以上でございます。

○中本委員

計画通り、事業は進むということでありましたので、まず安心をいたしました。

もう一つは、今までに基本設計、あるいは用地取得、周辺環境整備ほか、どれだけの事業費がかかったのか、やまと学園の開設にするためには、どれだけの事業費をかけて、今までかけてきたのかということをおおまかに分ければ、教えていただきたいと思えます。

○吉永ひかり学園推進課長

施設一体型の小中一貫やまと学園の全体的な事業費ということでの御質問だと思います。

事業費につきましては、ちょうど昨年度末に策定いたしました基本設計のときに、概算事業費ということでお示しをさせていただきましたけれども、総事業費といたしましては34億9,100万円。これが概算事業費の総事業費でございます。

内訳といたしましては、設計費、本体建設費、造成費、解体費、外構費等、この付帯経費もろもろも含めまして34億9,100万円となっております。

その他にも、今後ですけれども、周辺環境整備ということで、こちらについては昨年度3月補正でお諮りし、御決議いただきましたけれども、先ほども少し触れましたけれども、大和中学校周辺の道路の拡幅工事がございます。こちらについては、学校敷地の北側の道路が教育委員会所管道路になりますので、こちらの予算が現時点で3,400万円。また一方で、建設所管の土木費に計上しております予算が、この市道の拡幅になりますけれども、これが3,000万円。合わせて、周辺環境整備といたしましては、6,400万円でございます。

そのほかにも、今後、令和10年度頃に引っ越し等を行ってまいります。これに関連する経費といたしましては、新しく学校備品を購入したりする経費等、また引っ越し費用というのでも発生していく予定としておりますけれども、こちらについては、現在、内容についてはまだ検討していない状況でございます。

今、実施設計を検討しておりますけれども、その中で今後、必要な備品等についても、併せて検討してまいりますので、そのあたりが具体が明らかになった段階で、改めて御説明のほうはさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○中本委員

当初の計画の予算と、開校までに向かう概算要求、概算総事業ですが、試算では34億9,100万円というふうにあります。それ以外に、周辺の環境整備についてもお金がいろいろかかって、事業費がいくということでもあります。

したがって、このやまと学園の開校に向けては、34億9,100万円、この試算では到底、賄えないというような状況ではないでしょうか。

昨今の建設業の人件費の高騰、あるいは物価高の高騰ということでもあります。非常に、そのあたりがちょっと心配をしております。試算は試算であります、建設の中で、建設業者において、2年間以上の公費であれば、スライド方式というようなことがあります、若干、物価高騰によって追加の事業請求できるということでもあります。このようなことを考えるならば、11年度の開校に向けて、これ以上の投資をしなければいけないというような状況だろうというふうにちょっと思っております。

そのようなことで、この概算要求、いわゆる概算の予算について、34億9,100万円は影響すると思われませんが、考えをちょっとお聞きをいたします。

○吉永ひかり学園推進課長

基本設計でお示しをさせていただきました34億9,100万円。今回、今年度は実施設計を策定しておりますけれども、その実施設計をもとに、今度本体の建設費、恐らく入札等で進めていくようになってまいりますけれども、現時点で申し上げますと、例えば基本設計策定から、このたびの実施設計の策定中の中で、共同企業体との協議の中で、先ほども委員おっしゃったように、物価、資材費の高騰であったり人件費増、そういった話は既に出てはおりますけれども、現時点で積算をした本体建設費については、仮にそういった事情ができたとしても、できる限り工夫を凝らしながら、現在算出している事業費の範囲内で収めていこうと、執行できるよう、今、その共同企業体との協議を進めているところでございます。

具体的な例で申し上げますと、令和5年度に策定をいたしました基本計画の中では、施設を新設するにあたりましてですけれども、脱炭素化など自然環境への配慮といった視点であったり、あとは、例えば木材の持つ柔らかさや温かみのある感触、また室内の湿度変化を緩和させ、快適性を高めるといった優れた性質から、施設内に木質化を図っていこうというふうに予定をしておりましたけれども、このあたりも全面的にやるのではなくて、例えば子どもたちと地域の方が交流できるようなスペースに限定するとか、メリハリをつけながら木質化も進めていくなど、こういったものを今、共同企業体と検討をしているところでございます。

そうした検討の中で、先ほど申しましたように、現在算出している事業費の範囲内に収めていこうと思っております。

また、実際に入札して動き出してから2か年の事業になってまいりますけれども、こちらにつきましては、恐らく今後、契約の中で賃金または物価の変動に基づく請負代金の額の変更、こういったものは当然条項として位置づけるようになりますけれども、そうした事情が発生した場合には、双方協議の上で今後進めていくようになってくるものというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員

よく分かりました。大変な苦労があろうというふうに思っております。この開校に向けて、あるいは4小が1つの合併状況になったときに、1つの小学校に統合されました。

今の職員の方々が、非常に毎日、連夜会議を重ね、そしていろんな状況の中ですごい汗をかいて、この事業に当たっておられます。

今の状況を見ますと、職員の人たちの負担が大きいんじゃないかというふうにちょっと感じております。もう少し人材の育成、人材をそこに投入する必要があるんじゃないかなと。大変ここでやまと学園に向けて熱心な議論をする、いろんな材料を作ったり、いろんな面で御尽力をいただいた。本当に御苦労であったというふうに思っておりますので、まず人材の増員も含めて御検討していただかなければなりません。

大変厳しい経済状況であります。財政運営なんです、私が言うまでもありません。税金あるいは歳入、これを公共サービスや事業の歳出に充てる。それには財源の確保が大事であろうというふうに思います。予算をどのように充てるか。支出の管理。今の光市の財政状況をよく把握しながら、そしてよく分析をし、将来を見据えた財政の計画をしないといけないというふうに思います。

施設一体型小中一貫校に向けて、着々と事業が進捗しております。この大きな事業を進めると、そこには膨大な予算が必要であります。現状では人口の減少、少子化、児童生徒が急速に減少している。その現状を十分把握しなければならない。いま一度、入学前の子どもの数の分析、そして少子化の分析は急務であるというふうに思います。まさに、今は小学校では複式学級になろうというような可能性もあるということでもあります。

いま一つ、各施設整備、それから学校の環境整備であります、なかなか既存の小学校、中学校の環境整備は進んでおりません。そういう話を前回もしましたけれども、その計画的に環境整備を整備していくというようなことが、教育委員会の中でできているのかどうか、ちょっとその辺りを懸念をしております。予算がないのか、あるいは職員がいないのか、そっちまで手が回らないのか。もうちょっと真剣に考えていただくようなことが必要ではないかというふうに思っております。

できる範囲のことについては、私どもも協力をしていかなければならないというふうに思っておりますので、ぜひ、今後も今の事業を含めて、既存の学校の環境整備、これにも目を向けていただきまして、将来を担う子どもたちのために学校で勉強しやすい環境整備、これも必要でありますので、ぜひその辺りをよろしく願いをいたします。強く要望しておきます。よろしく願いいたします。

以上です。

○早稲田委員

それでは、数点質問をさせていただきます。

デジタルコンテンツ充実事業についてお尋ねします。

電子図書館において、デジタルマガジンを配信するデジタルコンテンツ充実事業とありますが、その進捗状況についてお示してください。

○大濱図書館長

図書館では、令和2年に光市電子図書館を開設し、現在は約5,000冊の電子図書が利用可能となっております。令和6年度からは、利用者の裾野を広げていくため、新たに

電子雑誌の導入も始めました。約現在280冊、これは社会人以上の方、比較のお年を召した方なども、そういった方をメインターゲットとしたものですが、字が読みづらい方も写真が多いものならば、興味を引いてもらえるのではないかと考えて取り組んでいるところです。

今年度は、こうしたデジタルコンテンツをアピールしていく年度と位置づけ、広報紙や図書館ホームページでPRするとともに、コミュニティセンターや各団体などに出向いて紹介をしているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

予算の概要のところに予算もついておりまして、どうなっているのかなというところをお伺いしたかったんですけども、図書館に来る人だけではなくて、そういう出向いて行ってPRしているというのはすばらしいなと思います。来る方だけじゃなくて、やっぱりPRというのが必要となりますので、引き続き、多くの方に利用していただくためにもPRのほうをお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。イングリッシュプランのうちに海外派遣事業についてお尋ねします。コロナ禍もちょっと落ち着いてきて、海外派遣が進んできたと思うんですけども、令和6年度の実績と今年度の予定についてお示してください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

中学生等海外派遣事業でございますけれども、下松市、上関町、それから光市の2市1町で協議会を立ち上げて、共同で事業を実施しております。派遣の対象は、市内に在住し、市内の中学校に在籍する2年生、3年生、それから附属光義務教育学校に在籍する8年生、9年生となります。

令和6年度でございますけれども、令和元年度以来5年ぶりの派遣となりました。派遣先をオーストラリアの北東部クイーンズランド州のケアンズとして、7月20日から8月5日までの16泊17日で実施。中学生2年生9名、3年生4名、計13名と派遣同行者2名の派遣をしたところでございます。派遣終了後は、8月20日の教育フォーラムin光におきまして、派遣の成果を発表いただいたところでございます。

次に、今年度についてでございますけれども、派遣先は昨年度と同様、オーストラリアのケアンズといたしまして、7月19日から8月4日まで、期間は昨年と同じく16泊17日で行う予定としております。派遣につきましては、3月下旬から5月中旬にかけて募集・選考を行いまして、附属光義務教育学校8年生と中学校2年生が合計9名、中学校3年生が3名、計12名と派遣同行者1名の派遣を決定したところでございます。

派遣生徒につきましては、6月1日から7月12日までの計4回事前研修を経まして、7月19日に派遣となる予定でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

6年度の実績と今年度について伺いました。

今、飛行機の旅費とかも結構かかるのではないかと、高騰しているのではないかと、思うんですけども、やはり、そういう国際的になっていうか、グローバルな人材を育てるといことはとても大事なことだと思います。

昨年が13名で、今年は12名の申込みがあるということで、実施は今からとなりますけれども、今、ちょっと世界情勢が厳しい状況でありますので、注視しながら安全に進めていただきますようお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

もう1つ質問があります。

先ほど、同僚議員の質問にもあったんですけど、中学校部活動のことについて。

中学校部活動改革推進事業の中で、令和8年度中の学校部活動の地域移行の実現に向けて、地域クラブ活動団体や指導者の確保を促進するため、公認指導者資格の取得経費の助成などを実施するということに予算が充てられてありますけれども、実際には今、何人の方にそれが実施されているのかお尋ねします。

○宮本部活動改革推進室長

公認指導者資格取得経費補助金の申請件数についての御質問を頂きました。

速報値ではありますが、令和6年度が3件、それから今年度、7年度につきましては、現在のところ2件の申請をいただいているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

指導者の資格をやっぱりきちんと勉強して資格取得していただいた方が増えることが部活動の改革の推進していく力になると思いますので、もっとたくさんの方に受けてほしいなと思うんですけども、今後も続けていって助成のほうよろしくお願ひいたします。一応、確認でした。

以上です。

○仲小路委員

それでは数点、質問させていただきます。

まず、大和小学校が本年4月に開校いたしました。これによって、環境の変化が大きかったわけですけども、この中で、不登校となった児童、また、あるいは不登校とは言えないが、登校を拒否するときがあるような児童、あるいは、また以前の小学校のほうが良いと言っている児童は、それぞれ何人かいますでしょうか。

○岩政学校教育課長

大和小学校が開校したことにより不登校となった児童、不登校とは言えないが登校を拒否することがあるなどの児童についてお尋ねでございましたが、まず不登校児童生徒につきましては、個人情報保護の観点、それからプライバシーや人権に配慮する必要がありますことから、学校ごとの細かい数値は公表しておりません。

そのため、大和小学校についても同様の理由で公表を控えさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、開校後、2か月を経た段階で、旧大和地域4小学校から統合の経験をした2年生から6年生の児童がおりますけれど、この児童の意識を把握するための調査を行いました。

そのところ、学校は楽しいですかという問いに対しまして、楽しい、あるいはどちらかといえば楽しいというふうに肯定的に回答した児童の割合は98.7%と大変高い数値で、多くの児童が現状に満足しているということが伺えます。

一方で、どちらかと言えば楽しくないと言っている児童が1.3%答えておりますが、理由については、以前の小学校がよかったという類のものではございませんでした。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。と言うことは公表できない、いるかないかも公表できないということでしょうか。

○岩政学校教育課長

はい、そのような形で御理解いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○仲小路委員

分かりました。おおむね問題ないんですが、この1.3%がどうなるのかという、これについてはどのような対応をされていますでしょうか。

○岩政学校教育課長

1.3%の児童です。こういった児童については、大和小学校では、子供たちや保護者の方の相談に応じるスクールカウンセラーの配置、それから年度始めの一定期間でございますけども、子供たちの変化、環境の変化への対応の様子を見守り、必要に応じて迅速な支援につなげることができるようなスクールライフ支援員による環境適応サポート、これを行っているところでございまして、子供たちが安心して学校生活を送れるように支援しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。少数でありますけど、そういう問題、またあるいは不満がある児童については、できるだけの対応をよろしく申し上げます。

それから、大和小学校の校歌、光る明日へのメロディーは、光市のホームページ、あるいは大和小学校のホームページでも聞くことができますが、歌詞の入った音声がありません。これがあれば校歌のすばらしさも実感できるし、さらに覚えるということもできるんですが、こういうもののホームページの公開というのは可能なんですか。

○吉永ひかり学園推進課長

大和小学校の校歌光る明日へ、ホームページの公開ということでの御質問を頂きました。

まず、校歌を作詞作曲された川嶋あいさんとの所属事務所との協議の中で、川嶋さん御本人のみの声が入った校歌の公開は不可能ということでの協議結果になっております。

一方で、子供たちが練習であったり、あるいは開校式も含めてですけれども、校歌披露の場というのがこれまでありましたけども、その児童の声が入った校歌の公開というのは当然可能ですので、今後は、編集等の作業が必要になってまいります、その辺りの準備が整い次第、ホームページで公開のほうはさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これはぜひ覚えてたいなとも思っておりますので、公開していただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

それから、伊藤公資料館の特別展が一般質問でも9月2日から3月8日ということが実施となっておりますということが言われましたけれども、昨年の企画展では9月2日のほか、初日の9月1日と新市誕生の10月4日が入館無料となっております。

案内するのに、この無料の日があるというのは、非常に盛り上がる話題でありまして、効果がありました。

今回は9月2日から10月26日まで、また10月31日から12月28日、そして最後が1月9日から3月8日の3期に分けての実施でありますけども、1期目の9月2日は当然これは無料ですけども、それ以外に2期と3期のそれぞれに入館無料の日があると案内しやすいのですが、無料の日の設定についてはいかがでしょうか。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

伊藤公資料館の企画展における入館料の無料についてということでお尋ねを頂きました。

今年度の伊藤公資料館の企画展開催期間中において、入館料を無料にする日は初日の9月2日ともみじ祭りを開催することとしておりますので、その開催日であります11月22日から24日の3日間、合わせて4日間の予定でございます。

期別で申しますと、1期目が9月2日の1日、2期目が11月22日、23日、24日の3日、3期目については、現在のところ無料となる日はない予定でございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。4日あるということによかったと思います。3期はないということで、これ確定でよろしいのでしょうか。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長
はい、確定でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから最後ですが、体育館の空調設備についてなんですが、先日の下松市議会において小学校7校、中学校3校の10校について、時期は未定であるが、設置を前提に検討するという方針が出されました。

小中一貫やまと学園においては、これは当然、体育館の空調設備は計画されており、また今後の小中一貫ひかり学園の4学園の新設時には当然設置がされますが、2期の室積学園、それから島田川学園までおおむね10年、それから3期の光井学園及びあさなえ学園まではおおむね20年ですが、これまで待つことは最近の暑さを考慮すると厳しいのではないかと思います。そういう意味で、さらに避難所としての活用もあり、この残りにつきましては、どのように考えられていますでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

学校体育館につきましては、子供たちの学習生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用されることもあります。

議員からも御紹介いただきましたとおり、施設一体型小中一貫校の整備を進めるにあたりましては、学校体育館への空調設備の設置を予定としております。

また、令和6年度の国の補正予算におきまして、学校体育館等への空調設備を加速するために、空調設備整備臨時特例交付金が創設されました。

これまでの交付金に比べて補助率が3分の1から2分の1にかき上げされたところでございます。

既存の学校体育館への空調設備についてのお尋ねでございますけども、体育館の容積や面積にもよりますけども、文部科学省の試算によりますと、1施設当たり空調設備の導入におおむね4,500万円程度、さらに断熱改修工事も必要となりまして、こちらに1,600万円程度が必要となりますことから、施設一帯型小中一貫ひかり学園の施設整備と二重投資にならないように、また本市の財政状況も踏まえまして、慎重に検討を行う必要があるというふうに考えております。

こうしたことから、現時点では本市におきましては、既存の学校体育館への空調設備の具体的な整備計画というのは持ち合わせておりませんが、今後、空調設備の方式であるとか、体育館の断熱改修の工法、またこういったことに変わる空調手法なども含めまして、安価で効果的な空調手法がないかどうか、防災所管とも連携を図りながら研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。検討ということで了解しましたけども、特に、第3期のところは、も

う20年先までつかないというのも非常に厳しい状況だと思しますので、その辺はしっかり検討をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲山委員

これまでから取り上げてきている地域資料、学校資料等のことについてちょっと質問させていただきます。

まず、オーバーヘッドスキャナというものが寄附により配備されたという話で、これを活用して資料の電子データ化を進めて行かれるということであったかと思えます。その後、活用状況、どのように使われているかについてお伺いします。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

委員御紹介のオーバーヘッドスキャナのことですけれども、令和6年2月に、永岡鋼業株式会社様から本市の青少年健全育成に役立てていただきたいとの御意向で頂いた御寄附により購入をしたものです。

貴重な歴史的資料などをデジタル化し、後世へ継承することはもとより、学校教材として活用させていただくなど、様々な場面で活用が可能になるものと考えております。

これまで文化・社会教育課としては、伊藤公資料館に収蔵されている伊藤公が梅子夫人に宛てた書簡を中心に90点の資料をデータ化し、保存をしております。

以上でございます。

○大濱図書館長

続いて、図書館の取組を御案内いたします。

図書館では、経年劣化が進む古文書について、オーバーヘッドスキャナを活用して電子データ化する古文書整理事業を進めております。

6月からこの事業を開始しており、令和7年度中に電子化を進め、令和8年度に図書館ホームページでアーカイブ化したもの、電子化したものを随時、紹介していく予定でございます。

以上です。

○仲山委員

活用されている状況、お伺いいたしました。

他の市町なんかでは、電子データ化したものをホームページ等で公開をしたりと、いろいろなことを行っております。

中には、文化財などを詳細な写真データで部分を拡大して見れるような、そういうようなものを行っておられるところもございます。しっかりと進めて行っていただければと思います。

何分、物が劣化していくということもございますので、積極的に進めていただければと思います。

次に、学校資料の保存及び活用というところなんですけれども、大和小学校開校に伴いまして閉校した学校資料あるかと思えます。

あれから大和小学校開校をして、状況が少し変わってきているかと思えますので、現在どのような状況か、まず伺います。

○加川教育部次長兼教育総務課長

旧大和4小学校の文書整理に当たりましては、令和6年12月議会で申し上げましたとおり、保存に努めるよう、4小学校の校長間で共通の認識を持って行ったところでございます。令和7年3月までに各学校において一定の整理を終えて、安易に廃棄することのないよう慎重に対応されたものというふうに認識しております。

現在の保管状況でございますが、まず旧4小学校の永年保存文書であるとか、使用頻度が高い文書につきましては、大和小学校に移設して保存、管理、使用をしております。

次に保存年限が定められた旧4小学校の行政文書等につきましては、一旦、旧三輪小学校の鍵のかかる部屋に移設をして保管をしております。

また、それ以外の航空写真であるとか、地域行事の写真、アルバムなどの学校資料につきましては、小学校ごとに1か所にまとめて、各小学校の鍵のかかる部屋に保管をしているところでございます。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。今後、整備を進めていく中で、三輪小学校は、校舎がなくなるということになっていくのかと思えますが、その辺りも含めて、これから学校資料の処遇、これは後には、島田であるとか、よそでも起きてくることなんですけれども、とりあえず、まず大和に関しては、今後は、どのようにしていくことになるのか、あるいは予定がありましたらお願いします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

学校資料を今後どのようにするのかというお尋ねでございますけれども、旧三輪小学校で保管しております保存年限が定められた行政文書等につきましては、定められた期間は保存し、期間終了後は廃棄することを基本としております。

また、現在、各学校で保管をしておりますそれ以外の学校資料の取扱いにつきまして、現時点では、具体的な計画というのは持ち合わせてはございませんけれども、今後、整備する施設一体型やまと学園におきまして設ける予定の資料等の展示スペース、こういったところを活用した保存、展示ということは、前向きに検討したいというふうに考えておりますし、また旧塩田小学校だとか旧東荷小学校につきましては、コミュニティセンターと一体となっておりましたことから、コミュニティセンターでの保存、展示といったことも選択肢の一つになるのではないかと考えております。

今後、保存の在り方については調査研究を行っていきたいと考えております。
以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。先ほどお尋ねしました電子データ化ということも含めて、保存年限を過ぎるときに残しておいたほうがよさそうなものと言いますか、安易に、今、話がありました安易に廃棄せずにといいながら、データとして取っておく分にはかさはありませんので、そのあたりも検討していただければと思います。

もう1点、これについては、牛島の分なんで、牛島小学校、中学校ですか、牛島にこの春は、何度か足を運ぶ機会がありまして、コミュニティセンターに代々の牛島の子供たちが伝統としてつくってきた版画カレンダーをはじめ、学校資料の一部と思われるものが展示されていて、これはなかなかいい展示だなというふうに思いました。

現在、牛島の学校資料は、どのような状況にあるのかお伺いします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

牛島小中学校でございますけれども、平成17年3月をもって閉校をしておりますけれども、同小中学校の文書のうち、学校沿革史であるとか、卒業証書授与台帳といった永年保存文書につきましては、室積小学校であるとか、室積中学校であるとか、こういったところで保存をされており、また保存年限がある行政文書につきましては、保存年限を経過しているため廃棄をされております。

それ以外の学校文書、具体的には学校行事等の写真であるとか、航空写真などにつきましては、閉校後、牛島小中学校の校舎で保管をするということでやってまいりましたが、今、御紹介いただきました一部の版画カレンダーであるとか、その他の航空写真、学校行事のアルバム等につきましては、令和2年からになりますけれども、保管場所を牛島コミュニティセンターに移しまして、保存、展示という形で対応しているところでございます。

以上です。

○仲山委員

今の話で行くと、一部は、今の校舎の中に保管しているという状況かと思えます。

行って見えますと、校舎も相当傷んできておりまして、なかなか保存に適する状況ではなくなっているのではないかと心配されます。その辺りのことについてもしっかりと対応していただきますようお願いしておきます。

次に、戦後80年の企画展について一般質問で概略と言いますか、いろいろなこと御説明いただきました。少しこれについて、これまで働きかけてきた個展なんかについて確認をさせていただければと思います。

これまで昨年の9月来、3つ配慮いただきたいということをお願いしてきたわけですが、1つ目として、他の行事、施設あるいは近隣自治体と連携して企画を進めること。

2点目に、テレビ特集番組で話題になったことを踏まえて、市内の戦争遺構について紹介も考えてほしいということ。

それから、実体験を聞くことが難しくなっていることを踏まえて体験を聞く機会をつくることと。

あのとき一般質問でも答えはありましたが、この3点について反映させていただけることがありましたらお伺いしたいと思います。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

戦後80年企画展のことでお尋ねをいただきました。

一般質問で市長からもお答えしましたように戦後80年という節目に当たり、戦争の悲惨さを知り、平和の尊さについて考えていただくとともに、風化させることなく未来につなげていくということを目的に、光海軍工廠にスポットを当てた企画展をこのたび開催することとしております。

お尋ねいただいた近隣自治体などとの連携についてですけれども、戦後80年ということで、周辺市町でも様々な取組を行っておりますが、このたびの企画展の中では、回天の基地が置かれたことにつながり、周南市及び平生町との連携を考えております。

内容としましては、ポスターやホームページで双方の企画展などの取組を紹介するほか、写真や実物などの資料をレンタル展示することとしておりまして、現在、各市町と調整をしているところです。

2点目の戦争遺構の紹介についてですが、本市のまちの原型の一部は、光海軍工廠の建設によって形づくられたものであり、関連する遺構などはございます。

これらは戦争の記憶や歴史を後世に伝える役割を果たすものと考えておりますので、このたびの企画展の核となる海軍工廠に関連する光井の新宮砲台跡や島田川に架かる鉄道引込線、石碑などについてはマップとともに紹介する予定としております。

それから3点目の体験者の声についてですが、一般質問でもお答えしましたように、戦争を体験された方々の高齢化に伴い、記憶の継承が課題となっております。現在、調整中ではありますが、企画展期間中に戦争体験者にお話を頂く機会を設けることとしております。

以上でございます。

○仲山委員

御配慮いただいていることを確認させていただきました。

体験者の方の話を聞くっていうのは、本当に今後、いよいよ厳しくなっていく状況かと思えます。

一人でも多くの方の体験談なりを聞く機会というのをつくりたいところだと思うんですけども、今回の企画の中では何名くらいの方のお話を聞く予定でしょうか。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

現在のところ1名の方を予定しております。

○仲山委員

1人というのはちょっともったいない感じもしますので、今後、今年で80年でもう終わってしまう話ではございませんので、機会を見つけて積極的に聞く機会をつくっていくことで、平和を希求するまちという光市の在り方として進めていただければと思います。

それと、若い世代に特に伝えていきたいということがあるかと思います。

特に重要なんだと思うんですけども、企画や広報の仕方等で何か配慮、工夫なさっているってことはございますでしょうか。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

一般質問でもお答えしましたがけれども、戦争の記憶を未来につなぐという観点から、オープニングセレモニーにおいて市内小中学校及び高等学校の児童や生徒の皆さんに御協力を頂きまして、平和へのメッセージを発表していただくこととしております。

また、この機会に若い世代も含めて改めて平和について考えていただき、思いや祈りをお寄せいただき、会場内に掲示をすることとしております。

広報につきましては、市内小中学校及び高等学校にポスターを掲示いただくとともに、全員にチラシを配付するほか、多くの若者の情報収集ツールとなっておりますSNSなども活用しながら、企画展への来場と平和へのメッセージの投稿を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

しっかりと若い方々に見に行っていたり、聞きに行っていたりするように努めていただくことをお願いしておきます。

また、講演会や体験談を聞くというような機会をつくられるわけですがけれども、これらについて文字化であるとか、録画、録音して記録として残して活用するといったようなことについてのお考えはありますか。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

一般質問でもお答えしましたがけれども、8月10日に秋本元之氏に講演をいただくほか、先ほども申しましたが、戦争体験者の方にも御講演をいただく機会を設けることとしております。

こうした方々のお話というのは、後世に残していくべき貴重なものと考えております。

承諾を得ることができたら、録画や録音して保存をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

しっかりと考えていただいていることは分かりました。
以上で、質問を終わります。

○藤川委員

先ほど、ちょっと地域クラブ移行の関係で聞き漏らしたところがあって、数字だけでも一度、確認したいんですが。

すいません、先ほど、中学1年生の部活動の入部率というのが全体で181人、52.9%とお聞きして、大和地区の人数が20名と聞いたのは、これは地域クラブに加入しているのが20名ということで間違いなかったのでしょうか。

○宮本部活動改革推進室長

そのとおりでございます。地域クラブに大和中学1年生が加入している人数が20人ということでお答えしました。

以上でございます。

○藤川委員

では、部活動に加入している人数の大和地区を教えてくださいませんか。

○宮本部活動改革推進室長

大和中学校1年生の部活動の参加加入の人数ですが、全体で26名ということになっております。

以上でございます。

○藤川委員

中学1年生、大和中学校全体の人数を教えてください。

○宮本部活動改革推進室長

大和中学校1年生の全体の人数であります、生徒数40名ということになっております。

以上でございます。

○藤川委員

40名で、地域クラブが20名所属の、部活動の入部が26名が重なって入っていらっしゃる方もいらっしゃるという認識でいいですか。

○宮本部活動改革推進室長

合計の人数が合わないということになるかと思いますが、今、部活動と地域クラブが並存しているという状況になりますので、部活動に加入しながら地域クラブにも加入している。それから地域クラブで複数の団体に加入しているということもございま

すので、人数が重なっているということになります。
以上でございます。

○藤川委員

ありがとうございます。では、両方に加入していない生徒というのは何人ぐらいいるか把握されていますか。

○宮本部活動改革推進室長

両方に加入していない生徒数というのは、現在のところちょっと把握してはおりません。
以上でございます。

○藤川委員

では、後ほど確認したいと思いますので、お分かり次第お願いいたします。
以上です。

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第49号 光市税条例の一部を改正する条例

説 明：岩崎税務課長～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第46号 令和7年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：山門財政課長兼行政経営室長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、今の補正予算ですけれども、現在、調査の内容につきましては、用途変更に伴う改修が必要な内容、あるいは防災、セキュリティー等、事業費がどのくらいかかるかということなんですが、そういう調査の具体的な内容というのは分かりますでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

調査の内容の少し詳細ということで、冒頭の提案の説明と少し重複する部分もあるかと思いますが、御説明させていただきます。

まず、調査内容につきましては、まず現時点で法令に適合しているかということの調査、そしてその上で用途変更を行う際にどのような法令に適合する必要があるか。その中で、例えば先ほど御説明申し上げました避難誘導灯の防災上の設備の設置の必要性の有無、電気設備の改修の必要性、あるいはセキュリティーシステムをどのように改修すべきかなどなど、最低限どのような改修が必要となるかを事前に調査するものでございます。その調査結果に基づき基本設計を行い、基本設計図の作成と併せて概算事業費の算出も行いたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

具体的には、設計まで入るといえるのでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

いわゆる基本設計まで、基本設計図の作成までは行う補正予算の委託の額としております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それで、具体的にどのような業者の選定を予定していますでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

委託業者の選定でございますけど、まずこの調査を実施し、基本設計図の作成を行うということを想定しておりますので、基本的には建築士の方を有する事業者であること、これは必須であろうかなというふうに思います。また、こういった調査事業のノウハウも一定程度有している事業者ということで考えております。

そういうことを踏まえますと、受託事業者としては建設・設計のコンサルタント、この辺りが少し想定されるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。用途変更、法に関わるものもありますが、特にそういう法に関する業者は特に必要ないということでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

その辺りは、調査業務のノウハウを一定程度有する事業者という視点でも少し選定を進めたいと思います。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それで、具体的に委託業者の選定方法についてお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

選定の方法でございますが、現時点では入札を想定しております。その入札の手法については、今から少し整理をしたいと思います。

以上でございます。

○仲小路委員

その入札の時期というのはどの辺りでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

時期でございますが、このたびの予算を御議決いただきましたら、速やかに仕様書等を整理いたしまして、入札の手続をスピーディーに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ちょっと先の話ですけれども、今、東荷小学校跡地の利活用について、幼児教育エリアは民間事業者の幼稚園ですけれども、改修の工事費とか負担額、あるいは使用料とかいうのについては、どのような考えがありますでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

まず、このたびの調査が終わった後のお話の想定ということと思いますが、まずは市がお示した方向性に基づく建物の法適合、これに必要な改修については、現時点では市で行う考えでございます。

ただし、法適合以外の改修、例えば幼児機能が入ったときに、幼児機能を担う事業者の方が自らの必要性で設置をしたいという、例えば子供用の棚であったり、ポータブルトイレを設置するとか、そういった機能に関する必要な改修とか備品も含めてなんですけれども、こういったものは入居される方に対応していただく考えでございます。

それと、使用料の考えということでございますけれども、このたびの方向性の中で、東荷小学校の1階に幼児教育エリアというのを新たに設ける方向性にしています。これにつきましては、東荷のコミュニティ協議会が管理をし、エリアについて協議会のほうが管理をし、幼児教育に関わる子供たちと一緒に地域の新たなにぎわい、コミュニティ活動の活性化を図りたいという御意見を踏まえて、東荷地域コミュニティゾーンの中の一つに幼児教育エリアを位置づけるという整理をしたところでございます。

この理由としては、まず東荷地域では全世帯で一定の寄附金を集めて、地域全体で東荷幼稚園の運営を支援していることや、あとはワークショップにおいて、学校跡地に東荷幼稚園を入れてほしいという地域の少し強い声が出されたこと、あとコミュニティ協議会のほうからも、小学校がなくなる中で、小学校に子供がいなくなる、こういう状況の中で、学校跡地に幼稚園の子供がいてくれば人が集まるし、子供たちと一緒に東荷地域の新たな交流とかにぎわい、こういったものを創り出していきたいんだという声が強くと寄せられたところでございます。こういったことを考慮して、幼児教育エリアはあくまで地域コミュニティ活動を行う空間の一つとして位置づけたところでございます。

こうした状況を踏まえた上で、幼児教育エリアの使用料については、コミセンと同様に賃借料に相当する部分は軽減あるいは無償など、一定の配慮も検討していきたいと、現時点では考えております。その上で、電気代、ガス代、水道代などの実費相当にかかる部分、これについては負担を求めたいと考えておまして、この辺の制度設計については、今から詳細を詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。コミュニティ協議会あるいは住民の皆様等のそういう意見ということで、了解しました。

以上です。

○早稲田委員

補正予算書の8ページの今の学校跡地利活用等推進事業のところなんですけど、800万円、旧塩田小と旧東荷小のところですけども、これはそれぞれ幾らかというふうに金額が割ってあったりとか、それぞれについて調査等について業者を選定して委託されるのでしょうか、お尋ねします。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

1事業者に対して2校分を一括で発注したいと考えております。
以上でございます。

○早稲田委員

1つの業者に発注するメリットといたしますか、何かそういったことはあるのでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

メリットは、当然、分割よりも一括のほうが調査が円滑に行えるということと、円滑に行える分、経費的にも安く上がるであろうという、当然分けてやれば、それぞれ金額がかかりますので。あと調査業務をやれる業者というのは、なかなか県内でも限られてくると思いますので、分割して発注するよりも一括してスムーズに行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。今度は、歳入のほうの6ページのほうで、やまぐち元気生活圏活力創出事業補助金、先ほどの概要の説明で、県の2分の1の補助金というふうに聞いたんですけども、そもそもこの補助金というのはどういったものに活用できるのか、この補助金の趣旨といたしますか、そういうものを詳しくお聞かせください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

この補助金の詳細ということでございますけども、この補助金は県が定めるやまぐち元気生活圏活力創出事業補助金交付要綱、これに基づく補助金でございます。

この補助制度は、やまぐち元気生活圏づくり策定方針、これを定めた地域において、市町や地域団体等による複合的な課題解決策を支援するというような立てつけになっております。ですから、この策定方針をまず作り、それに基づき地域の活力を創出する、こういった事業に補助するような仕組みとなっております。それに対して県が補助するということとなります。

本市では、このたびの塩田地域と東荷地域におきましては、それぞれ塩田地域元気生

活圏づくり推進方針、そして東荷も東荷地域元気生活圏づくり推進方針、これをそれぞれ定めておりますので、まずは策定方針という意味では、補助の対象地域に塩田と東荷地域は該当いたします。

その上で、このたびの用途変更の事前調査等の委託業務につきましては、補助金交付要綱に定める要件が何個かあるのですが、その中の地域産業の振興、交流福祉活動の促進、そして拠点の整備、この3つに該当するものということで県と調整を進めております。複数の課題解決の要素に該当するため、補助対象になるということで、現在事務作業を進めております。

以上でございます。

○早稲田委員

詳しい説明をありがとうございます。どういうふうに対象となって、この補助金が活用されるのかというところをお伺いしたかったのですが、塩田と東荷に対しては、それらの要件が当てはまるということで確認できました。よろしく願いいたします。

以上です。

○仲山委員

1点だけ先ほどから出ております用途変更を事前調査等委託料のことなんですけれども、ここに800万円という改修工事に向けての事前調査と基本設計までというところなんですけれども、内容的に見て、結構意外なほどいいお値段だなと思ったので、ちょっと確認するんですけれども、具体的な業務としてどのようなことが考えられているのか、それはなぜ聞くかということ、積算根拠としてどういうことにどれくらいお金がかかるのかという辺りについてちょっとお示しいただけますか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

業務内容につきましては、先ほど少し先行委員のほうでも少しお答え申し上げましたとおり、現時点での法令の適合性であったり、今後、市の方向性に基づいて、用途を変えるためにはどのような法令を適合する必要があるかというようなことをまず調査して、その上で基本設計を作る、これが委託料の内訳になります。今、委員から個別の事業費の積算内訳をというような御質問ですけれども、入札業務等々が今から進みますので、個別の積算の御説明は控えたいと思いますが、金額の根拠は、業務内容を業者に示した上で見積りを取りまして、概算ということで予算を要求させていただいております。

以上でございます。

○仲山委員

実際にざっくりとこういう業務内容でということで調査をされて出された金額ということかと思えます。ちょっと余裕を持った金額なのかなとも思いますが、了解いたしました。

以上です。

○森戸委員

手続等の考え方について、数点確認をさせていただきます。

先ほど幼保施設に関してコミュニティゾーンに位置づけた理由というのはありましたので、よく分かりました。我々議会のほうでは、3月にこども計画を議決をしたんですけれども、今回、新しい考え方といいますか、そういうものが示されたわけなんですけれども、そういった部分に関しては、3月に議決したこども計画には特に記述がなかったというふうに思っておりますが、その辺の整合性というんですか、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

このたびの東荷幼稚園を東荷小学校跡地に入れることにつきましては、こども政策課と、例えば幼稚園の運営補助に関する補助の仕組みの確認であったり、東荷小学校に東荷幼稚園が入居するための県の手続、こうしたものの考え方とか事務手続のことなども含めて、口頭ではありますけど、こども政策課とは適宜確認を行いながら、事務作業のほうは進めているところでございます。

このたびの学校跡地といいますか、学校跡地の利活用の一環で東荷幼稚園が入りますけど、いわゆる新設であったり定員を増やすとか、地域が変わるとかいうことでは現状ないものと認識しておりますので、その辺は情報交換しながら適宜進めているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

事前に福祉と確認をしているということはよく分かりました。

それと、今回、幼保施設以外に民間に貸し出す部分ができるわけなんですけれども、そこに関しては入居する見込みがあるのかどうか、これまでの流れだとすると、サウンディング調査とかそういうものをして、ある程度の見込みが立った時点でやるという流れだと思うんですが、その辺のところはいかががでしょうかね。というのも、体育館を貸し出したりとか、プールを貸し出したりとか、そういうふうなこともありますので、本当に埋まるんだろうか、そういう懸念がありますので、その辺はいかががでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

まず、埋まるかどうかの見込みということでございますけれども、利活用をしたい、使いたいというような御相談は何個か受けておりますけれども、まだ現時点で使う前提で話を進めているものはございません。

ただ、今から入居を御案内するときに、例えば御案内したけれども、まだ耐震性も法適合を全く確認できていないとか、また金額も全く積算できていないということでは、利活用を案内する上でなかなかお話を進めることができませんので、まずは法適合も含めて最低限の貸せる状態まで持っていきたいというのが、このたび補正予算でお願いし

ている趣旨の部分でございます。ですから、一旦、法適合できる状態に持っていった後にお話を進め、今後さらに、例えば民間事業者が入る上で新たな改修が要るとか要らないとかいうことになれば、それは事業者さんと御相談しながら、適宜必要な金額を相手に負担を求めて、入居を進めていくという考えでございます。ですから、まずはお話を進める上の前段の入り口の部分を整理したいという考えでございます。

以上でございます。

○森戸委員

よく分かりました。今後、貸し出したりするために整備をしたりする場合に際しては、今後新たに入るところとお話合いをしていくというようなことでしたので、一番気になったのはその部分でありますので、一旦市が貸主として貸すというような流れですので、少し今までとは違う仕組みなのかなというふうに、まず行政財産ではないところでやっていきますので、それについては整備をした部分に関しては、きちんと賃料に反映させるとか、使用料に反映させるとか、その辺のところはしっかり財政状況も厳しいところでもありますので、公平性という観点からしっかりその辺は考えていただけたらというふうに思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○中本委員

それでは、数点ほど質問したいというふうに思います。

ようやく東荷小学校、岩田小学校の方向性が決定をいたしました。東荷小学校であります。方向性の説明の中で、コミュニティセンターが1階に入っております。それから、2階が民間活力ゾーン、3階も民間活力ゾーンということであります。コミュニティセンターは、以前ここに入ってきておりますので、コミセンが入ったということは、行政がずっと管理しなければならないということだろうというふうに理解をしております。今回は、この東荷小学校の中で幼児教育エリアというエリアがあって、このエリアでございますが、先ほどの回答の中では、東荷幼稚園がこのエリアに入居するということではありますが、そういう理解でよろしゅうございますか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

そういう理解で結構でございます。

○中本委員

了解しました。東荷幼稚園であります、この地で開園されて多くの卒園生がいて、たくさんの思い出のある園だというふうに思っております。現状の東荷幼稚園の建物は、老朽化、四方に建物が倒壊しないように支えの支柱があります。台風、地震、普段のちょっとした強風に耐えられるか、地域の方々、園の先生、園児も大変不安を感じている状況であります。早急に対応しないといけないという状況であります、いろんな制度がちよっと違いますので、きちんとした整理をし、そしていろんな情報提供を早くしながら、この対応をしてほしいというふうに思いますので、この辺りをよろしく願いをしておきます。

それでは、次は塩田小学校の跡地の利活用であります、塩田小学校も在り方の説明資料を見ますと、同じように3階、民間活力検討ゾーン、2階が民間活力検討ゾーン、2階には一部コミュニティセンターが入っている、それから1階がコミュニティセンターが入っております。それから、民間活力ゾーン、体育館が民間活力ゾーンということで、方向性が決まったということでもあります。もちろん、塩田小学校もこのコミュニティセンターが入居した時点で、ずっと行政が管理していかなければいけないということをお私はもう感じたわけでありませう。

この塩田小学校であります、民間の借地の土地があります。学校教育施設の民間借地は、三井小学校が一部、塩田小学校グラウンド、体育館の土地、岩田小学校に一部民間の土地が入っているわけでありませう。この民間土地の借上料については、今現状、教育委員会のほうで予算化をしながら、ずっと長年借地料、借上料を支払ってきているところでありませう。

したがって、年間の維持管理費を今からかかるわけでありませう、塩田小学校が210万円という維持管理費であります。これは、この土地の借地料は中に含んでいるのかどうか、その辺りも一つお聞きしたいと思ひませう。

それからもう一点、この土地については、将来的には土地を購入する予定があるのか、ずっと借り上げていくのかということも含めてお聞きをしたいと思ひませう。よろしくお願ひいたします。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

先ほど委員から、塩田小学校の維持管理費210万円というお話がございましたけれども、これは令和7年度当初予算ベースのコミセンの維持管理経費も含めた校舎の維持管理経費として210万円を計上しております。したがって、委員がおっしゃいました土地の借地部分につきましては含まれておりませう。塩田小学校グラウンド等の借地につきましては、令和7年度の契約と支払いは、教育委員会部局のほうで所管をしております、市教委の担当所管からは、おおむね年間借地料が20万円程度というふうに承知をしております。

それと、借地の部分を今後も借り上げていくのかというような御質問があったかと思

いますが、借地の今後につきましては、まず学校跡地の利活用の方向性を所管する私ども政策企画部をはじめ、現在、借地の契約手続を所管している教育委員会、そして地域づくりを所管する環境市民部など、市の中でも複数の所管をまたいで様々な課題の整理を行う必要がありますので、それと土地所有者の意向、これも大事であろうというふうに考えますので、現時点で今後これを借り続けていくかどうかについての明確なお答えというのは、現時点ではお示しするのは困難でございます。いずれにせよ、市がこのたび塩田小については、利活用の方向性をお示ししましたので、これを踏まえながら土地の借上げを続けるのがいいのか、購入するのがいいのか、あるいは原状復帰の上、相手方に返却するのかなどなど、様々な選択肢の中から対応策を整理していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員

様々な検討材料があるということでもありますので、確かにそうだというふうに思っております。210万円の維持管理費であります。結構維持管理費が年間かかってまいります。その上に、塩田小学校の今の土地の借上料20万9,800円ということで、今年度は教育委員会がその予算化しております。いずれは用途変更しますので、いずれ財政企画辺りで、そういう管理費をあげていかなければいけない。借りている方など非常にいい方であったかなと。さらにまだまだこの借上げをずっと続けていくのか、あるいは一定の時期にその土地を購入するのかということでもあります。

ただ、難題は土地を購入する場合は原状復旧という非常に難題があるというふうに思っておりますので、そのほうに相当お金がかかるというふうに予測をいたしております。今、執行部で言われたとおりであります。

ぜひいろんな方面できちんと整理をしながら、検討をしていただきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

それでは、財政問題であります、基金の減少ということでもあります。光市の基金であります、基金についてお聞きを改めてしてみたいと思います。現状で7年度の基金の状況についてちょっとお聞きをいたします。

○山門財政課長兼行政経営室長

基金の現状についてのお尋ねでございます。令和7年度末の見込みでございますが、財政調整基金が12億273万4,000円、減債基金が9億5,432万9,000円、公共施設等整備基金が11億958万5,000円、庁舎整備基金が11億1,300万円、合計で43億7,964万8,000円の見込みでございます。

○中本委員

今、基金の状況についてお知らせをいただきました。そこで、基金の枯渇という表現をいたしておりましたが、表現でちょっと悩んで、基金の減少という表現にしたほうがいかなというふうに思って、そういうことに質疑をいたしました。

一番多い今の財政調整基金であります、かなり減少して目標の20億円でありましたが、今、ちょっと12億円というような説明もありました。財政調整基金あるいは貯金であります、年度間の財源不均衡を調整しながら、財源に余裕があるときに積み立てている基金、あるいは一応これは貯金ということでもありますね、自治体が非常事態が起きたり、災害や経済状況の悪い、あるいは経済が変動したときなどに、不測の事態に備えての市民サービスの向上、あるいはまちづくりの予算に財源が不足したときに活用するという、これは大事な財政調整基金であります。

今まで一番多かった基金は何年度であったかというのをちょっと教えていただけますか。

○山門財政課長兼行政経営室長

年度末時点の財政調整基金の残高でお答えいたします。平成25年度末で35億8,014万5,000円でございます。

以上でございます。

○中本委員

一番多かった基金は35億円だったというような今、回答がありました。過去に法人税含めて非常に税収、一般の方の税金、税収がなかなか思うような形で歳入になかったということでもあります。特に、法人税については相当落ち込んでおりますので、先が非常に不安な状況であります。

しかしながら、そうは言っても財政調整基金の積立て、貯金は必ず必要でありますので、いろんな状況はありましようが、ぜひ基金の積立てが目標の20億円になるように、鋭意努力をお願いをしたいと思います。

今、申し上げましたように、自治体の貯金、これが財源不足を生じますと、今まで合併して国からの手厚い財政的な支援で優遇してもらったという状況で、その期限が切れてしまいます。その交付税が少なく、税収の減あるいは人口減少によって、企業、商業、農業の財政状況が悪化しながら、それから高齢化社会によって社会保障制度が増加するというような現状であります。

地方は、このような状況で財源が不足することで、不足によって地方交付税の交付金がありますが、国からの交付金があるからといって、安易な気持ちになってはならないというふうに思っております。したがって、財政調整基金をしっかりとためて、これに頼らなければなりません。先ほど申し上げましたように、人口減少、少子化、高齢化、そして施設の老朽化とともに、小中学校の施設、これが教育施設であります、全体の約34%を占める。市営住宅では一定の整理をしながらでも、現状では32.5%が施設が老朽化、このパーセントは若干の差があるかも分かりませんが、合計で70%に近い、そういう老朽化の施設があるということでもあります。これはやはり公共施設の管理計画に基づいて、これは絶対具体的に進めなければいけないと。相当事業予算が将来的には要するというふうに私は思っております。財政調整基金の減少対策をぜひ今からやっつけていかなければならない。

今後の対策、対応についてのお考えがあれば、お聞きをしておきます。

○山門財政課長兼行政経営室長

今後の基金の減少対策というところでございますが、令和7年度予算編成につきましては、厳しい財政状況の中、多額の財政調整基金を取り崩して予算編成を行ったところでございます。こうした厳しい財政状況の中では、平成29年度から取り組んでいる一般財源に着目した予算編成手法による内部事務経費の削減をはじめ、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、それから事務事業の見直し、さらには公共施設マネジメントの推進等により、歳出の削減を図ることが重要となります。

また、職員の意識改革も大変重要であり、昨年度は予算編成の途中段階で当初予算において見込まれる財源不足額を示し、各部局に改めて事業の廃止と業務の最適化に加え、国庫をはじめとする財源の確保について再度検討するように通知したところでもございます。一方で、歳出の削減だけでなく、遊休財産の売却、ネーミングライツによる新たな歳入の確保等に向けた取組も着実に進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○中本委員

おっしゃるとおりであります。大変財政の厳しい状況でありますので、職員一丸となって取り組まなければいけない大きな課題であろうというふうに思っております。税金の収入、歳入がだんだん落ちる状況の中、公共サービスの事業や歳出に充てる予算、お金がだんだんだんだん減少してくることは、これは事実であります。財源の確保が大事ということで、予算をどのように充てていくか、先ほどちょっと申し上げたこともありますが、どのような支出の管理、職員一丸となって取り組む必要があるというふうに、これは喫緊の課題だというふうに思っておりますので、ぜひ基金の積立て含めて財政支出管理、それから先ほど申し上げた人口減少が一番ひどい状況でありますので、真剣にこれに取り組む必要があるというふうに思っておりますので、大変でしょうけれども、どうぞよろしく願いをいたします。

もう一点、まだありますので。それから、先ほど申し上げましたように、自治体の貯金が財源不足を生じるということは、これは事実でありますので、そのことを含めて真剣に取り組んでいただくということは、先ほど申し上げたとおりであります。今後、財政の支出の見直しを含めて、しっかり取り組んでいただくことをお願いいたします。

それから次に、所得税、個人市民県民税の申告のことについてお聞きいたします。

先般の市の広報で、申告期間が2月3日、3月17日まで、所得個人市民県民税の所得の申告をとる期間の情報提供がありました。税務署で、所得申告、相談、市役所の税務課、各コミュニティセンターで行ってまいりました。さらに、そこに入場制限100人を超えた場合は、後日の来場というふうになってまいりました。1日100人という人数制限があり、どこに行っても受け付けてもらえなかったという、100人という制限、一方的な姿勢であり、市民の方はちょっと感情を害しているというような状況であります。なぜ1日100人だったのか、そして窓口対応の状況はどうだったのかについてお伺いをい

たします。そして、どのようになったのか、苦情があったというふうに思いますが、併せてお聞きをいたします。

○岩崎税務課長

先ほど広報記事の御案内がありました。その前年、2024年2月号までは、受付人数が90人程度を超えた場合は、後日の来場をお願いすることもあるということを広報記事や市ホームページで周知してきましたが、厳密に90人で締め切ることはせず、90人に満たない日もあれば、90を超える日もあるなど、日々の申告受付人数が一定しない状況でございました。また、市民の方についても、来場者が多くなると待ち時間が長くなり、通院などその日の1日の予定が立てづらいなどの声もあり、御迷惑をかけるといった状況になっておりました。

今回、1日100人で区切った理由でございまして、市民の方を長時間拘束することを解消しつつ、申告の待ち時間を改善するために、住民サービスを維持しつつも、国税業務である確定申告と住民税業務を計画的かつ効率的に行うことを検討した結果、申告受付人数を100人と、対前年度で10人増加させる一方で、人数を一定にさせていただくことで、1日当たりの申告受付人数を平準化させることに試行的に取り組みました。

この100人の根拠でございまして、申告対応職員が原則4人で、本庁で8時45分から申告受付を開始し、17時頃までに受付が終了できる見込みの人数とさせていただきました。取組としましては、そのような体制で取り組んで、御指摘のありましたように、100人を超えた時点で御来庁いただいた方からは、100人を超えても受け付けてほしいといったような苦情もいただいたところでございます。

そういった方に対しては、多くの方が来庁されたので、総合受付など各部門も対応する場合があったので、お断りした方全ての方に丁寧に意図を説明できたかどうかは分かりませんが、詳細な説明を求められた場合は、税務課窓口まで御案内いただき、丁寧に説明をした上で、上限設定の趣旨等を説明し、御理解いただくように努めました。

また、併せて税還付であれば、確定申告時期、令和6年分であれば3月17日を過ぎても、光税務署で申告可能であることも御案内するなど対応してきたところでございます。以上でございます。

○中本委員

昨年度が90人ということであったということでお聞きをいたしました。したがって、今年度は100人という人数制限をしたということで、いろんな状況を考えたときに、あるいは待ち時間の問題等を含めて、いろいろ検討した結果、100人が制限だろうということだろうというふうに理解をいたしました。

しかしながら、受け付けてもらえなかった市民に対しては、今、丁寧に謝罪をしたというような話でありました。今、高齢化社会で運転免許を返納するという状況の中、あるいは自分で運転できないので、公共交通を利用して、あるいは家族に送迎して、そして置いて降ろして、また終わって家族に電話するというような状況の人がおられるわけですね。そうすると、断られたらすぐ家族に電話するけれども、すぐ来ない、来られな

い。公共交通を利用して帰るためには時間も待たないといけないし、またいろんな方法で乗り継ぎして帰宅しなければいけない。これは全部が原因ではないというふうに思いますけど、そういう声があったということは、やっぱり検討を今からしていかなければならないというふうに思っております。

市民に対しての丁寧な謝罪があったということでもありますので、そうあれば次はないというふうに思っておりますけど、今後の対応については、どのようにお考えかお聞きをします。

○岩崎税務課長

まず、御指摘の公共交通機関を利用された方への対応でございますが、後日、日を改めて何度か御来庁いただいているにも関わらず、申告受付ができないというような状況となっているという御意見をいただきましたことから、確定申告期間の最終週においては、通常の住民税業務を可能な限り停止して、受付100人の制限を取り払って、申告対応のできる職員ほぼ全員で申告受付業務にあたる体制に見直しをして対応させていただきました。その際、公共交通機関を利用して来られた方に加え、身体障害をお持ちになられている方についてもできる限り、整理番号を配布時点で把握して優先的に申告受付を行う対応をしたところでした。

それと、来年以降のお話でございますけれども、まず、近年の確定申告の傾向でございますが、各種メディアが発信するふるさと納税制度や、各種控除に関する税情報の影響、また、高齢者を中心に国が推進している電子申告に対応できない方が増えてきていることなどにより、市窓口で行っている対面での確定申告を希望し、来庁する方が増加傾向にあります。

このような状況や、このたびの試行的な取組に対する御意見なども踏まえて、来年の確定申告については光税務署とも協議しながら、国税業務である確定申告業務と住民税業務を両立させ、効率的に取り組める体制の構築や業務の進め方について、よりよい方法はないか検討してまいります。以上でございます。

○中本委員

いろんなあらゆる方法で、当日のいろいろな現状を踏まえながら丁寧に謝罪をし、お断りをしたというようなことでもありますので、これはこれで良かったなというふうに思っております。税務署に出向かんにゃいかんということでありました。

しかしながら、市民はやっぱり役所の窓口でいろいろな交付手続をしているということが非常に馴染んでいる方もおられますので、役所に来られるということは、役所のいろいろな職員の手当が親切だったということも聞いておりますので、やはり役所に出向いて申告をしたいというような思いが強くて、しかし、人数制限で断られた方に対しては非常に憤慨しておられたということで、これは事実でありますので、ぜひ今後この対策についてはしっかり考えていただきまして、市民に優しい、そしてお年寄りに優しい制度、そういうものにもう少し目を向けていただいて、しっかり検討していただきますようによろしく願いをしておきます。

それから、今月9日の月曜日でありました。9時ごろから本庁舎が停電したという情報提供がありました。停電で窓口業務が停止しているという知らせが入って、窓口業務に支障が出たということで、証明発行業務ができなかったというようなことでもあります。この停電でどういう原因でそういう証明書発行ができなかったのかということと、その時にどういう対応をされたのかお聞きをいたします。

○松岡情報・DX推進課長

今回の停電により、窓口における住民サービスが停止となった原因につきましては、本庁舎の停電により、本庁舎4階のサーバー室の情報システム機器も停電により停止したためでございます。これにより住民票の発行や税証明書の交付業務など、本庁及び出先機関でサーバー接続を必要とする全ての窓口業務が停止することとなりました。市民の皆様には各種証明書の発行や届出の受付ができないことによる多大な御不便をおかけすることとなり、特に急を要する手続を予定されていた方々には大変御迷惑をおかけすることとなり、申し訳なく思っております。

停電発生後、本庁舎4階のサーバー室において防災庁舎から運搬いたしました非常用発電機により、サーバー機器等の稼働を試みましたが、しかしながら、非常用発電機側のコンセント差込口の形状とサーバー機器等の電源プラグの形状が異なっていたため、直接の接続ができず、電力の供給が不可能な状況でございました。このため、緊急に市内業者へ変換プラグの有無を問合せましたが、当該変換プラグが200Vの高電圧に対応する特殊なものであったことから、残念ながら各業者ともに在庫がない状態で調達することができず、結果として停電が復旧するまでの間、基幹系業務を初めとする情報システムが長時間にわたり停止することとなりました。以上でございます。

○中本委員

原因と状況がよく分かりました。4階のサーバーによるこれが故障で機能が停止したということでありました。今後は防災危機管理課にサーバーを移設するというような話もありました。今後はこういう停電が突然起きたときの対応については、今までのような業務に支障が出るようなことがないというふうに思っておりますので、しっかりとその検討を含めて、あと窓口業務のいろんな受付の作業の支障があったようでもありますので、これをまた改めて総務のほうで状況をお聞きしたいと思っておりますので、以上で終わります。

○仲小路委員

それでは何点かを質問します。

まず1点ですが、ふるさと光の会の総会・交流会が7月6日土曜日に開催で、参加の申し込みが6月16日に終了しました。令和2年、3年、4年度は中止となりましたが、平成30年度から今年度までの参加の推移をお示しください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

ふるさと光の会の平成30年度から今年度までの参加者の推移ということでございますが、参加者数につきましては会員と非会員、来賓の合計人数で申し上げたいと思います。

まず今年度は現時点での見込みですけれども52名、昨年度6年度が56名、5年度が59名、4、3、2は中止でございましたので、令和元年度60名、平成30年度が54名でございました。以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。大きな変化はないということで分かりました。過去の中で最高の参加があったのは何人でしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

現在把握している数字で、過去10年間で申し上げますと、平成28年の77名、これが最高の人数でございます。以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。またいろんな形で増えていけるようになればと思います。

それと昨年は、先ほど田中志歩さんの話がありましたけれども、柔道家の田中さんが参加されましたけれども、今年はどのようなイベントが計画されていますでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

ゲストやイベントということですが、現在ふるさと光の会の事務局のほうで調整をされておられまして、まだ現時点で確定していないということで、お答えのほうに難しいというふうになっております。

あとそのほかイベントということでは、物販のコーナーを昨年に引き続き設ける予定であるというふうにお伺いしております。光セレクションの認定品と、あと光市の地元の品、たとえば冠せんべいであったり、海産物であったり、光の地形がプリントされたてぬぐいとか、こういったようなものを少し販売したいというふうにお伺いしております。それと、虹花火の募金箱を会場内に設置して、募金の御協力もお願いしたいということを伺っております。以上でございます。

○仲小路委員

状況が分かりました。ありがとうございます。

それから別件ですが、光市まちぐるみ情報発信特設ポータルサイトの愛称がひかりんぐに決定しました。70件の応募がありましたけれども、これに最終的に決定するまでの経緯、あるいは選考者や選考状況をお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

応募のありました70件に対しまして、選考により愛称を決定いたしました。まず選考基準としては6点定めまして、1つ目が光市に関するサイトということが分かること、

分かる名前であること。あと2つ目として愛着が持てること。3つ目として印象に残ること。4つ目として光市らしさが滲み出ていること。5つ目として公序良俗に反さないこと。6つ目として著作権を侵害するなどの法令等に抵触しないこと。主にこの以上の6つを主な要件として定め選考を行いました。

まず一次選考を実施いたしました。これは企画調整課、本課のまち・ひとネットワーク係の職員が、まず15件を目安に絞り込みました。実際は13件まで職員が絞り込みました。次に二次選考を実施いたしました。この13件の中から政策企画部長と企画調整課長の私が7件まで、半分まで絞り込みました。最終選考はこの7件の中から市長が行いました。以上でございます。

○仲小路委員

選考の状況がよく分かりました。ありがとうございます。

それから次に、今年度実施の国勢調査がありますけれども、調査員が266人と先日予定が公表されましたけれども、現在の調査員の登録状況をお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

国勢調査の調査員の状況ということでございますが、本年4月1日付で県のほうから調査員の配分、何人準備してくださいというような通知がありまして、光市では390の調査区を調査するために調査員250人を確保するようにまず指示がありました。現時点での調査員の配置状況につきましては、まず1調査区担当を88名、これにより88調査区を調査いたします。次に2調査区担当145人、これで290調査区を調査いたします。3調査区担当4人、これにより12調査区を調査いたします。合計237人の調査員により、県の示す390の調査区を現時点で賄える予定となっております。県の示した人数よりも若干少ない人数しか確保できませんでしたが、2調査区あるいは3調査区を担当する職員を増やしたことによりまして、何とか必要な人数については確保できたというふうに考えております。あとは調査員の皆様にもお願いをして、職員も苦勞しながらお願いする中で何とか確保できたと認識しております。以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これは非常に大変な作業でありまして、休日も出勤しながら連絡をされるようなそういう状況でしたけれども、何とか確保できたというふうに思います。

それで今、実際に現地調査員用の地図なんですけれども、調査員の中には自分が居住している以外の区域を担当する場合がありますけれども、その場合は日常行くことがなく、よく分からない場所が結構あります。そういう意味で、より分かりやすい地図が望ましいと思いますけれども、そこで地形や細かい道路、家や庭などの状況が分かる航空地図や、またあるいは世帯名の記入された住宅地図は有効ではないかと思いますが、そのような対応についてはいかがでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

まず、調査員がその土地に精通していないという方は結構おられますので、まさに御指摘のとおり、地図については配慮が必要であると考えております。現在、調査員が現地に行くために使用する地図につきましては、世帯名や調査区の境界線とかそういったものが記載された、いわゆる住宅地図に準じたものを渡す予定としております。その上で、さらに現地までの道が分からないというような声がありました場合には、必要に応じて衛星写真とかそういったものを、必要に応じて御準備をして、調査員の方にお渡ししたいというふうに考えております。以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。なかなか初めて行かれる場所でよく分からないという状況があるようですので、その辺の対応をよろしくお願いします。

それから、次に税金の件なのですが、税金の口座振替について、昨年度は口座振替推進キャンペーンとして、新規で口座振替依頼を提出すると、抽選で500人に里の厨商品券1,000円が当たるという施策を実施しました。施策開始から締め切りの6年の12月27日までの間で、市県民税、それから固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、これが対象となりますけれども、これを対象とした口座振替依頼書の提出は何件あったでしょうか。

○大隅収納対策課長

安定した納付が見込まれる口座振替シフトする納税者を増やし、収納率の向上を図るために、昨年令和6年4月1日から12月27日までの間で、口座振替促進キャンペーンを実施いたしました。キャンペーン期間中の口座振替依頼書の提出件数でございますが、1,353件ございました。以上です。

○仲小路委員

非常に多くの方が今回申し込みされたと思います。これはいろんな形で周知ができたのではないかと思います。

それから、今年度は5月からWeb口座振替受付サービスを開始されていますが、現在までの申し込み数をお示してください。

○大隅収納対策課長

Web口座振替受付サービスでございますが、口座振替希望者が自分のスマートフォンやパソコンからウェブ経由で簡単に市税などの口座振替の申し込みを行うことができるサービスで、今年5月1日から受付を開始いたしました。まだ5月1か月間の実績しかお示しができませんが、49件の申し込みがございました。以上です。

○仲小路委員

これは5月末まででしょうか。

○大隅収納対策課長

はい、5月1日から5月31日までの間です。以上です。

○仲小路委員

分かりました。1か月49件ということで確認しました。また今後進めていかれるようになればいいと思います。以上で終わります。

○中村委員

移住定住についての質問を1点させていただきます。光市における移住定住促進の取組について、近年の成果と、特に若年層や子育て世代に選ばれるための具体的施策をどのように強化していくお考えでしょうか。お示してください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○中村委員

失礼しました。今のは管轄外ということで訂正します。削除してください。

○仲山委員

まず、先ほどちょっと話がありました、先日の停電の時のことをもう少しお伺いできればと思います。本年度、たしか防災庁舎のほうへサーバーの移設という話もあったかと思うんですけども、今度の停電はそれには影響はなかったのだろうか、心配しておりましたがいかがでしょうか。

○松岡情報・DX推進課長

基幹系業務システムのサーバーにつきましては、6月14日土曜日に防災庁舎へ更新予定だったため、機器等への影響はなく、また更新業務そのものについても遅れ等の影響はございませんでした。以上でございます。

○仲山委員

それについては影響がなかったということですね。業務に使うパソコンというかコンピューターやシステム、情報システムあるいは機器、何かにとっても停電というのはダメージが心配されるものですが、このたびはいかがでしたでしょうか。

○松岡情報・DX推進課長

サーバーにはデータの破損や消失、システムの損傷を防ぐために無停電電源装置、いわゆるUPSが取り付けられています。今回の停電時には、このUPSが正常稼働したことにより、サーバーの安全なシャットダウン時間の確保ができたため、停電復旧後に点検しましたところ、停電に起因するサーバー等の情報システム機器や住民情報の損傷は確認されておらず、適切に維持されております。また、業務に使用する個人用のP

C等につきましても、停電による故障は確認されておりません。今後も情報システム機器の安定運用を維持するため、UPS等の適切な管理及び保守に努めてまいります。以上でございます。

○仲山委員

了解いたしました。情報系のほうではそういったところですか。

では、別の質問に参ります。公共施設マネジメントについて考えていく上で確認をしておきたいなと思ひまして、聞かせていただきます。光市の公共施設に関しては、施設白書を前に作っておられて、その時にも各建物のデータの中に耐震性について記入する欄があって、そこは本庁舎であるとか、学校なんかに関しては耐震補強したこともあるのでしょうか。耐震性についての評価が書き込まれているんですけども、そのほかたくさんある施設に関しては、耐震性に関しては特に表記がなされていないんですけども、耐震性の有無という言い方はちょっとどうなのか分からない。どの程度の強さがあるのか、あるいはそれをどのように把握していらっしゃるのかというあたりについて、ちょっとお伺いしておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○山門財政課長兼行政経営室長

耐震性の把握についてでございます。当然ながらでございますが、耐震診断を実施した施設につきましては、耐震性の有無というところは把握しております。一方で、耐震診断を実施していない施設につきましては、その建築年により昭和56年以前の旧耐震基準の建物かどうかという部分で把握している状況でございます。以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。耐震診断というか、調査自体が費用が相当かかるものでもありますから、全ての建物をやるというわけにはいかないというところがあるかと思ひます。その分に関しては、築年でその当時の基準をクリアしているものという前提で、その強度を一応測るというか、把握をするという形で今進めていらっしゃるということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

もう一点だけお伺ひします。総合計画の策定ということで本年度動き始めているものと思ひますけれども、その進捗について、今の状態はどんな状態か、今後のあたりについてもお伺ひできればと思ひます。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

次期総合計画の策定に向けての現在の進捗状況ということでございますけれども、まず策定に向けた基本的な考え方等を整理して、策定方針を既に取りまとめて、それに基づく個別の取組の準備、準備作業を現在進めているという状況でございます。

具体的には、まず第9期、次期まちづくり市民協議会の委員の、指名委員の検討選定、これを現在進めております。それと並行いたしまして、ちょうど本日からでございますが、一般公募委員の募集を開始したところでございます。これは来月、7月22日まで募

集を行いたいと考えております。あと、今年度から総合計画策定の一環に位置づけました、周南公立大学の学生の皆さんとのまちづくりに対する調査事業、こうした準備を現在進めております。あと人口推計やアンケート調査、項目の検討など、こういったものの業務委託に向けた業者選定の準備、これも今進めているところでございます。とりあえずは、まず具体的なものというよりも、策定する前段階の準備を進めているという状況でございます。以上でございます。

○仲山委員

準備は着々と進められているという状況をお伺いしました。まちづくり市民協議会のほうのメンバーというのは、毎度工夫をこれまで積み重ねてきておられて、若い世代であるとか地域であるとか、いろんなことについてこれまで工夫をされてきております。また今回も、いい意見を伺うのに、ちゃんと意図を反映したような形にメンバーが構成されるといいなと思いますので、そのあたりしっかりとやっていただければと思います。以上です。

○森戸委員

何点かちょっとお尋ねをいたします。光市公共施設の総合管理計画についてお尋ねをいたします。これは平成28年から令和17年まで、公共施設の延べ床面積の20%、4万1,000m²をカットする基本目標を掲げています。中間点である令和7年までに8%、1万6,000m²の削減を基本目標で設定しております。令和6年末の時点で2.9%ということでもありますけれども、この目標に掲げた8%の根拠についてお示しをいただけたらと思います。

○山門財政課長兼行政経営室長

削減目標20%のうち、前期の8%の根拠ということでございますが、こちらにつきましては更新費用を推計しておりまして、推計しますと計画の後半のほうは更新費用が多くなるため、削減目標の20%を、更新費用が多くなる後期を6割の12%、少ないほうの前期を4割の8%と設定したものでございます。したがって、施設ごとに定めている方向性はございますが、具体的な施設の廃止年度や更新年度を積み上げて計算したものではありません。以上でございます。

○森戸委員

分かりました。とはいえ基本目標というふうに掲げていますので、当然計画を作ったわけですから、これに向けて達成をするということが当然のことだと思うんですけども、その辺の部分については、現時点で令和7年までに8%ということが本当に実現できるのかどうか、その辺のところはいかがでしょうか。それに向けてどういうふうに進めているのか。

○山門財政課長兼行政経営室長

まず1点目の、令和7年度末までの前期の8%の達成に向けてどうなのかというところにつきましては、現状非常に難しいと考えております。それから今後どのようにしてこのマネジメントを行っていくかという部分でございますが、現在、公共施設等総合管理計画における施設類型別の適正配置の方向性というものがございまして、その取組状況や取組を進めていく上での課題を所管課に調査している状況でございます。

そうした調査結果に応じて、行政経営室が所管課とヒアリングを行ったり、課題等を共有し、さらには連携を深めるため、職員用掲示板にこの調査結果を掲載する予定としております。また予算ヒアリングのときには、行政経営室の所管も財政課と同席しまして、次年度の公共施設マネジメントについての方向性の確認や進捗についてヒアリングを行うことによって、マネジメントを着実に進めるように努めております。以上でございます。

○森戸委員

当然、予算編成を云々のときにというお話がありましたけれども、これは毎年当然やっているんですよね、この計画を策定してから。

○山門財政課長兼行政経営室長

毎年度行っております。

○森戸委員

だとすると、毎年進まない理由とかも分かってくると思うんですけれども、それに対してどういうふうにマネジメントをする、所管課として各所管に対してハッパをかけているんですか、さらに。

○山門財政課長兼行政経営室長

調査項目につきましては、毎年度若干見直しも行っております。それから、なかなか進まない課につきましては、予算ヒアリングの場を待たずに直接ヒアリングを行ったり、こちらの考えと所管課の考えの擦り合わせを行うことで、着実にその年度に何かを行えるような形の体制を整えております。以上でございます。

○森戸委員

財源を生み出せるというところは、ここにどう切り込んでいくにかかっていると思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

それと、行政改革についてお尋ねをいたします。これまで、平成17年から5か年計画で、3期にわたって行政改革大綱を策定をして、行革に取り組んできたと思います。急速な少子高齢化等で今まで以上に無駄をなくして、選択と集中を進めるということで、令和4年3月に光市行財政構造改革プランを取りまとめました。計画期間は5年ということで、来年度が最終年を迎えるということになるわけなんですけれども、これまでその構造改革で掲げたプランに関しては、着実に実行されてきているのか、その辺のどこ

ろのチェックという部分に関しても、どういうふうにやっておられるのか、進捗状況も含めてお示しをいただけたらと思います。

○山門財政課長兼行政経営室長

進捗状況についてでございます。行財政構造改革推進プランに掲げた事業につきましては、毎年度こちらのほうも調査を行っておりまして、進捗具合を確認し、こちらの思うように進んでいないところにつきましては、個別にヒアリングを行っております。以上でございます。

○森戸委員

次の段階でどうするのかというのは分かりませんが、しっかり掲げたことに関しては、着実に今進めていっていただきたいなというふうに思います。

最後に一点なんですけど、使用料云々のところについてちょっとお尋ねをいたします。公共施設の使用料については、基本方針というものを掲げておられると思います。一旦見直しをかけている状況ですけれども、コロナとか物価高騰等で今のところはまだ改定をされていないんですけれども、使用料の部分でお尋ねしたいのは、公共施設の貸し出しといいますか、各所管によって料金設定がいろいろあるわけでありまして。

これは行政財産ですから、その使用の目的に沿っていろいろあるわけなんですけれども、例えば冠山であれば、レストラン等であれば月20万円近く、スポーツ公園のレストラン等であれば月が大体2万円ですか。それとシルバーワークプラザ、これも使用料なんですけど、これは年間で20万円程度でしたか。ここは光熱水費込みか何かの状況だったと思いますけれども、それぞれの所管によって、料金というか使用料というか、それがまちまちというか、その辺の何か基準、整合性とかというのがあるんでしょうか。というのが先ほども議案の中にもありましたけれども、今後、民間に公共施設の部分を貸し出していくというような流れの中で、その辺のところはきちんとバランスをとっていったほうがいいんじゃないかなという視点で質問させていただいているんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○山門財政課長兼行政経営室長

使用料についての御質問でございます。それぞれの施設の使用料の整合性についての質問ですが、これまで、議員御案内のとおり、本市では令和2年の3月に、光市公共施設使用料の見直し基準というものを定めております。ただ、策定後は新型コロナウイルス感染症の市民生活に与える影響などを考慮しまして、現在まで適用は見送ってきているところでございます。整合性というところでございますが、こちらの公共施設使用料の見直し基準、現在、物価高騰等もしておりますので、この使用料の見直しの時期も見極めていかなければならない時期になってきていると思いますので、その基準について一定の整理をして、今後、社会経済情勢等も踏まえつつ、見直しの時期については検討したいと考えております。以上でございます。

○森戸委員

構造改革プランの中で、公民館自体を民間に貸し出そうというようなことも掲げていますので、そういった動き、東荷とか塩田のように民間に貸し出していくというような流れにもなっていくしますので、これまでのところ、物価高騰とかそれも反映もされておられませんし、一旦そういうふうに民間に貸し出していくとなると、例えば倒産のリスクがあったりとか、そういうことも考えられますので、そういう部分も含めて、修繕費も載せて、将来的な修繕費とかの部分も載せていくとか、要は欠けた部分に関するところが何らかの形で取り戻せるような形、そういうものはある程度は担保していくべきではないかと思っておりますので、そういうところも加味しながら、整合性をとっていただけたらと思います。以上で終わります。

○中本委員

前の教育委員会の時に、浅江中学校の今後の在り方を含めて検討を、教育委員会じゃないですかと聞いたら、いやこれはもう管理課になる、そんな状況だったんです。ちょっとその辺を委員長、整理してもらえますか。委員長に整理させちゃいけん。ごめんごめん。

○委員長

浅江中学校の今後の見通しということでもいいですか、グラウンドの。

○中本委員

新築に今度変わりますので、8年度から家屋が変わっていく。その跡地含めてという話をしたら。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

浅江中学校の校舎を含めて、グラウンド以外の利活用の部分についてお答え申し上げます。学校跡地の利活用につきましては、大和地域の小学校同様に、学校跡地の利活用等に関する市の基本的な考え方に沿いまして、現在、庁内で整理をしているところでございます。ただ、まだちょっと具体的なものをお示しできる段階にはございませんが、利活用の方向性に沿って、まず庁内整理を進めている、これがまず現状でございます。以上でございます。

○中本委員

分かりました。というのは、浅江中学校の移転事業が7年度完工すると、8年度からは供用開始するということです。旧の浅江中学校の跡地利用について、今から閉校になりますと、8年から閉校になってきて、今の校舎、体育館、あるいはいろんな利用検討を早くしないといけないというふうに思っております。早急にそういう活用方法を考えていかないと、閉校になって建物を例えば3年、4年置いていくことによって、非常に老朽化が激しい。光丘がいい例だったというふうに思っております。もし、改修しよう

とすることが4年目だったら、相当改修費は金がかかってしまう。光丘が14億8,000万円、15億円という近い改修費がかかっている。それは様々な思いが入っているから、そうなるわけではありますけど。早くそのように、利活用にどうするのか早急に考えていかなければならない。数年放置しておきますと老朽化すると。さっき言ったように、さらにその事業が増加して、また工期が延長になる。さらにこの中学校の利活用がだんだん遅れてしまって、あの浅江地域の拠点としてどうしていくのかということを決めないといけないというふうに私は思っております。これは喫緊の課題であるということ強く要望してお願いをしておきます。以上です。

○委員長

返事はいいませんか。

○中本委員

返事はまた改めて、本会議場で。

3 環境市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第51号 光市し尿等受入施設建設工事（電気機械工事）委託に関する協定の締結について

説 明：山田環境事業課長兼深山浄苑長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

議案第51号について概要は何ったんですけれども、この、光市し尿等受入施設建設工事（電気機械工事）委託についての、令和9年3月31日までの工事予定表などはあるのでしょうか。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

本工事は、日本下水道事業団に積算、発注、監督管理から精算報告まで一括して委託して進めてまいります。工事そのものは、日本下水道事業団が執り行う入札により、落札した施工業者が行います。したがって、現時点では施工業者が決まっていないことから、工事予定表は今のところございません。

以上になります。

○早稲田委員

今から入札が行われて、それから細かい予定表とかが出てくるということ。

次の質問ですけど、54ページの工事の概要のところ、「電気設備工事・機械設備工事」とありますが、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

工事の詳細ということでのお問合せです。

本工事につきましては、し尿等受入れ施設が、し尿及び浄化槽汚泥を受け入れ、夾雑物と呼ばれるごみの破碎・除去及び攪拌による均質化を行い、周南浄化センターの処理水が流れている、処理配管ルートに投入するための前処理施設でありますことから、主に汚水を移送するためのポンプ類や、ごみを破碎・除去するための夾雑物除去装置、臭気対策のための脱臭装置などを設置してまいります。併せて、それらの機器を制御するための制御盤や、外部からの電源供給のための受電盤設備等を設置してまいります。

以上となります。

○早稲田委員

細かい工事の内容等については、私とかにはよく分からないけれども、分からないから余計、どういう工事なのかなっていうことをちょっと聞いてみたいと思ひまして、お伺いしました。

それから、専門的なこの業者に、ここにお任せするということですが、実際には、進捗管理というのはされていかないといけないと思うんですけど、これらの工事をどのように進捗管理されるのかお示してください。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

先ほどもお答えしたとおり、本工事は、日本下水道事業団に一括して委託して進めてまいります。

したがって、基本的には日本下水道事業団が工事の進捗管理を行うこととはなりますが、工程や工法の変更などの重要事項につきましては、市、事業団、施工業者の3者で協議・調整を行い、工事の進捗に遅れが生じないように管理を行います。

また、定期的な進捗会議や現場確認等を通じて、進捗状況は随時確認してまいりたいというふうに考えております。

以上となります。

○早稲田委員

分かりました。しっかり、管理も、今の重要事項については、そちらの事業団の方や施工業者の方々とお話をされるということですが、任せ切りにならないようにというか、しっかり見ていただいて、工事が進めていけますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○仲山委員

この工事費についてですが、3月議会の委員会でも総工事費に関する質疑がございましたが、本電気機械工事の協定金額を含めたところでの総工事費の見通しについて、改めてお伺いします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

総工事費の見通しということです。

総工事費につきましては、昨年度締結いたしました土木建築工事の協定金額が8億7,900万円、このたびの電気機械工事の協定金額が7億400万円、これに来年度予定しております外構工事が約1,200万円で、工事費総額は約15億9,500万円を現在、見込んでおるところでございます。

以上です。

○仲山委員

当初、基本計画のときに予定額を見積もっておったかと思うんですけど、その金額からの変化と、その変化した要因について、どのように考えておられるかお伺いします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

当初の基本計画、令和3年度に実施いたしました基本設計時の工事費の見込みと思われませんが、当時の見込みが8億5,000万円でした。この金額は、基本設計を行った上で、同種施設の整備事例を参考に概算費用を算定したものです。また、このたびの協定のようには日本下水道事業団に委託するものではなく、純粋な工事費だけの金額でございました。

一方、先ほどお答えした総工事費の見込金額は、日本下水道事業団に委託するための管理諸費が含まれるほか、令和4年、5年度にかけて行った実施設計による詳細な設計を基に、実際に導入する設備等で改めて金額を精査したこと。また、近年の物価高騰等により、令和3年度の基本設計時と比べ、労務単価が約20%以上上昇。主要な資材費は30%以上上昇、中でも設備工事費は、空調機械やポンプ類ですが、こういったものは50%近く上昇していることが主な要因でございます。

以上でございます。

○仲山委員

この事業団のほうの管理費用が大きく乗っているのに加えて、その諸条件というか物価の上昇ということが影響してということですね。

当初の予定額から、ざっくり言っても倍近くというようなことなので、元の金額を弾くときに、やはり、これからしっかりと先のことまで考えて弾いておかないと、金額だけを見ると、ちょっと僕はびっくりするような上がり方だったものですから、ちょっと気にはなっております。そのあたりについても慎重にお願いしたいと思います。

それから、先ほど、ちょっと僕、これ確認なんですけれども。これは最終的には、この事業団のほうが入札にかけて、それで、施工事業者が決まるという話でございました。そのときに金額が、事業団のほうで予定していた工事金額よりも下がるというようなことも起こるのかなとは思いますが、そういうのっていうのは、市とのこの協定には影響があるものなんでしょうか。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

最終的にはということですが、もしも、入札により金額が下がった場合、こういった場合には最終的には精算が行われる。もしも足らなければ、その場合は補正させていただくという形が必要になるということになります。

以上です。

○仲山委員

減ることしか考えていなかったもので、ちょっとあれですけども。変化があれば、そのときにまた精算をするということであると了解いたしました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第46号 令和7年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：周田環境政策課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、先ほど、地域づくり推進事業の中のコミュニティ助成事業補助金について、明細がありましたけれども、これはコミュニティごとの内容は分かりますでしょうか。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

今、補正予算の説明の中で申しましたものでいきますと、ガスフライヤー、これは油で揚げる機械でございますけれども、こちらは光井のほうに。それから冷凍庫、これは浅江のほうに。それから、あぜ草刈り機、これは室積のほうに。それから、マイクのほうにつきましては、島田等を購入予定としておりまして。

それ以外の地区のほうにも、例を申し上げますと、ガス炊飯器が大和、バリケードが浅江、電動式ファンが束荷とそういった形で、各地区に行き渡るような形で、購入のほうを予定しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

大体の状況は分かりました。ありがとうございます。

それから、10ページの、不燃物・可燃ごみ等収集事業の会計年度任用職員です。この3か月というのは、どの3か月でしょうか。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

この3か月は、7月から9月までの3か月間を予定をしております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。一番暑い時期なので、この3か月ということによろしいでしょうか。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

委員仰せのとおりです。

○仲小路委員

分かりました。

以上です。

○仲山委員

8ページの、地域づくり支援センター管理事業のところの、太陽光の施設のパワーコンディショナーの交換ですか。パワーコンディショナーに関する修繕ということですか。太陽光施設の設備に関しての修繕ですけれども。

パワーコンディショナーを設置してからの年数を考えると、ちょっと、定期的な交換という時期ではないように思うんですけれども。その故障の原因というか、そのあたりで、ひょっとして再発が考えられるようなものなのか、そうでないようなタイプのものなのか、何かそのあたりについて情報はございますか。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

このたびの故障につきましては、パワーコンディショナーの不具合ということで、故障した場所の修繕につきましては、基盤的なユニットの交換というところになろうかと思っております。

これが、今まで定期的な点検等でいきますと、施設の電気設備点検等は実施しております、今回予定しておるものについても、決まった年数で交換するとかそういったものではございません。

じゃあ、これがイレギュラーな故障なのかということ、再発が考えられるかということでございますけれども、機械的なものでございまして、故障は発生しますが、なかなか何とも、次はどこが故障するかというところは想定できないところでありますので、このたびの故障はイレギュラーな故障というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ほかに考えられる原因があつて、そちらのほうもできれば直したいけれども、ここだけを直すとかそういう話ではなさそうだっていうことが分かりましたので、確認をいたしました。

以上で結構です。

○早稲田委員

補正予算書の8ページの地域づくり推進事業で、先ほど、会計年度任用職員のところ、地域おこし協力隊の方のことのお話だったと思うんですけれども。その方の、東荷地区とおっしゃったと思うんですけど、地区と活動内容等で、もし、今、分かることがありましたらお示してください。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

8月から着任予定ということで、東荷地区のほうに地域おこし協力隊員のほうを、勤務をしていただきたいというふうに考えております。

勤務場所につきましては、東荷地区ということで、東荷のコミュニティセンターを拠点というふうになろうと思います。

地域おこし協力隊の業務につきましては、地域資源を活用して地域の活性化を図るところが業務になろうと思います。

まずは、地域を知る、人を知る、地域の実情を知ることになると思いますけれども、この着任予定の隊員の方を面接等でお話をお伺いしておりますと、子供たちと関わりながら、地域の活性化活動をしたいというような思いも持っていました。

東荷地域では、この4月から大和小学校となり、東荷小学校がなくなったことにより、地域としてもこれまでの子供との関わり方が大きく変わってくるということは想定されます。

隊員の活動により、これからの地域と子供の新しい関わり方を模索しながら、地域の活性化を図り、東荷地区で作成しているコミュニティプランの見直しにもつなげていければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

地域は東荷地域ということと、8月からコミセンを拠点として活動されるというのと、面接の際には、子供たちと関わりたいというふうなお話をされていたということで、そちらの地域の活性化につながるように、引き続き、なかなか自分一人ではできないことも多いだろうと思いますので、相談に乗りながら、協力をしながらやっていただけたらと思います。よろしくお願いします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第47号 令和7年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

説 明：藤井市民課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

通信運搬費ということで、261万5,000円ということで結構な金額になるわけですがけれども、どういった方法で郵送して、何人の方に郵送されるのか、お示してください。

○藤井市民課長

まず、資格確認書の送付の方法ですがけれども、これは簡易書留になります。

それから、全ての方に資格確認書を交付する暫定運用の継続により、7月末に期限を

迎える被保険者証の年次更新に際し、追加的に資格確認書を交付するのは、市内分として8,000通、市外分として200通を想定しております。

以上でございます。

○早稲田委員

簡易書留で送るということで、ちょっと、金額が1通当たりかかるというのと、あとは、市内が8,000人と、市外が……。すみません、市外のところをもう一度説明して、なぜ市外なのかというところも説明をお願いしたいと思います。

○藤井市民課長

市外分として200通を想定しております。これは、住所地特例ということで、住所は光市にありますけれども、市外の施設に入っている方に、送付先として、その市外の施設に送るという場合を想定しております。

以上でございます。

○早稲田委員

なるほど、分かりました。市外の施設等に入っている方等が200人ということでした。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○中本委員

それでは、1点ほどお聞きをしておきます。

三島コミュニティセンターであります。ようやく1期工事が完成をいたしました。工事の完成は、7年4月の下旬ということでありまして、5月の末日にオープニングがありました。

30年度の災害によって島田川が氾濫をいたしまして、コミュニティの、あるいは市庁舎そのものの通常の業務ができなくなってしまったという大変な被害を受けたわけでありまして。

それ以後、三島コミュニティセンターの新しい施設ができました。ホールも立派、そして、入り口も広くて、そして、市民、三島と島田の絆の場所ということで、たくさんの方々が喜んでおられました。関係各位の方に御尽力いただきまして、お礼を申し上げたいと思います。

若干のトラブルもあったようですが、このような施設ができたことによって、すごく子どもは喜んでいるところであります。大いに活用しなければいけないというふうに思っております。

今回、まだ、外構工事、解体工事が残っております。スケジュールについては、何回もお聞きを今までいたしております。第2期の工事が、屋外広場あるいは敷地内の駐車場整備、第2期の次は東側の駐車場等、外構工事がたくさん残っておる状況であります。

最終的には、令和8年2月が工事完工予定ということで、今までお聞きをいたしておりますが、来年の8年2月に、この工事が十分完成するように、今どのような状況になっているのかお聞きをいたします。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

建物のほうにつきましては、5月31日に竣工式ということで、セレモニーのほうを行わせていただきました。

第2期工事ということで、当初、来年2月完工ということでお答えのほうをしておりましたが、工事計画内容等を調整、変更を行いまして、今年度末完工というところで、現在、業務のほうを進めているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

年度末の、じゃあ、3月完工予定ということでございますか。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

はい。そのような形で、今、業務を進めておるところでございます。

以上です。

○中本委員

いろんな状況を考えたときに、8年3月に完工するのかなっていう、ちょっと不安があります。

第1期工事においては、いろんな遅れた原因もあって、特に暑い夏で熱中症警戒アラートがあって、かなり作業員の健康のために休憩時間を増やしたっていうことで、日中の工事は慎重に行うというので、ちょっと、日数的には少し、それで要しておりました。

今年度は、そういうことを鑑みながら、完工予定が2月から3月になったというような理解でよろしゅうございますね。

したがって、できるだけ早くこの外構工事が完成しないと、せっかく立派なホールあるいは立派な事務所ができて、立派な入り口ができて、こんな状況では、なかなか市民に、あるいは地区に受入れすることができない。そんな状況であります。よろしく、その辺はお願いをしておきます。

三島コミュニティセンターにおいては、長年のこのコミュニティセンターの機能が、

いろんな職員の方の協力あるいは努力によって、今まで三島コミュニティセンターとして十分機能を果たしてきたというふうに思っております。

市内のコミュニティセンターの中で、三島は特異質な地域であります。島田地区あるいは三島地区と、2つの地域を同時に管理しなければならない、協力しなければならない。事務局の職員の労力は、普通のコミュニティセンターよりも倍要るような状況であろうということはよく分かっておられるというふうに、私は思っております。

なかなか職員の定着がなくて、なかなか機能がうまくいかないというようなことが、今までありました。そういうことがないように、しっかり行政がバックアップしていただきたいというふうに、ちょっと思っております。

バックアップの仕方については、ちょっとここでは申し上げませんが、その特異質な状況をよく鑑みながら、しっかり協力体制をつくって、公民間機能が十分、そして、職員も十分働けるような場所づくりも、役員ともそういう形をつくっていかなければいけないというふうな考えもあります。

どうか引き続き、第2期工事が安全でありますように、そして、早く完成しますようお願いをいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○仲小路委員

それでは数点、質問していきます。

まず、山口県人権推進指針が令和6年12月に改定されましたが、光市では、光市人権推進指針の改定についてはどのような予定になっていますでしょうか。

○村上人権推進課長兼ふれあいセンター所長

光市人権施策推進指針の改定につきまして、現在の指針につきましては、平成29年3月に県指針の改定内容を踏まえて改定を行っているところです。

今回、県指針が改定されたことを受けまして、今後、市の指針を改定してまいりたいと考えております。

今後の予定でございますが、令和8年度から光市人権推進審議会や関係団体等の御協力を頂きながら、2か年で改定を行う予定としております。

以上でございます。

○仲小路委員

ということは、令和9年ということによろしいですか。

○村上人権推進課長兼ふれあいセンター所長

令和9年度中の改定と考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これについては、ふだん使うこともないので大きな影響はないかと思

うんですけれども、具体的に言うと、山口県の場合、LGBT理解増進法なんかができまして、LGBTが記載されていると。あるいはまた、「性同一性障害」というものは、もう今は使わないということになっておりますけれども、これがまだ入っているという指針でありますので、その辺も踏まえながら、早急なそういう対応がしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

この件については以上です。

それから、現在、警察による新たな道路交通規制は慎重に行うというふう聞いており、すぐには実施できない場合が多く、交通事故防止の注意喚起のための、「事故多発」「スピード落とせ」とか「飛び出し注意」「通学路、学童に注意」などの立て看板の危険箇所への設置は、有効な安全対策と考えられます。

この立て看板は危険箇所のある自治会長等の申請により無償で配付しておりますけれども、昨年17種類ありましたが、現在、何種類が用意されていますでしょうか。

○山根生活安全課長

生活安全課では、自治会や学校などからの申請に対応するため、委員に御紹介いただいたもののほか、「この先横断歩道」や「交差点事故多発」など、種類の的には以前と変更なく、17種類の交通安全啓発看板を準備しております。

なお、注意喚起の表現方法やデザインが違いますので、生活安全課窓口において一覧写真などで確認の上、申請をしていただくようにしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。実際に、この過去5年の申請枚数を年度別にお示してください。

○山根生活安全課長

申請枚数につきましては、令和6年度は速報値となりますが11枚、令和5年度が3枚、令和4年度が10枚、令和3年度が1枚、令和2年度が18枚となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これについては、年度の差があるということでは理解しました。

具体的な申請の看板の内容について、こういうのが多いとかいう傾向があれば、お示してください。

○山根生活安全課長

内容としましては、過去5年間において申請の多い順に、「スピード落とせ」に関するものが26枚、「一時停止」に関わるものが5枚、「通学路、学童に注意」が4枚などとなっております。通学路や高齢者の通行の多い路線における、車や自転車運転者に対する注意喚起の意味合いが強い傾向にあります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それで、この施策の年間の費用というのはどの程度でしょうか。

○山根生活安全課長

費用的なもののお尋ねでございますが、申請による看板提供により、残余数の少なくなつたものの補充をさせていただいております。

令和6年度は補充をしておりませんでしたので、令和5年度で答えをさせていただきますが、10枚で8万8,000円となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。この施策については、なかなか知られていない方もいらっしゃいますけれども、実際に周知については、どのように行われていますでしょうか。

○山根生活安全課長

周知につきましては、市ホームページにおいて、交通防犯対策係からのお知らせとして、交通安全施設の設置についてということで、申請書様式であったり、記入例と併せ掲載をしておりますが、基本的には、市に対するカーブミラーの設置要望や、公安委員会の取扱いである、一時停止や横断歩道設置などの交通規制要望等に対し、設置や規制が困難な場合に、次善の策として御提示をしている状況でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。積極的に申請を推進するというよりは、本来あるべき、そういう交通規制等ができないという状況の中の、次の策としてあるということで理解いたしました。

この件は大丈夫です。

それから、次に、エコスタイルサポート補助事業の、LEDの照明設備の詳細については、これは一般質問の答弁がありましたけれども、そこでなかった点についてお聞きしたいと思います。

申請件数は合計で68件ですが、より正確な実態の把握のため、基数それから補助金額、導入経費ベースの1基当たりの補助金額をお示してください。

○周田環境政策課長

令和7年度エコスタイルサポート補助金について、5月8日の申請ベースで申し上げます。

申請件数は68件で、基数は346基、補助金額は300万円、導入経費ベースの1基当たり

の補助額は約9,700円でございます。
以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。傾向が分かりました。

それで、比較のために、エコスタイルサポート補助事業が行われました令和5年度と令和6年度の、LED照明設備に関する各年度の、先ほどと同じ申請件数、基数、補助金額、導入経費ベースの1基当たりの補助金額をお示してください。

○周田環境政策課長

令和5年度につきましては、申請件数は83件、基数は349基、補助金額は237万9,000円、導入経費ベースの1基当たりの金額は約9,200円でございます。

令和6年度につきましては、申請件数は81件、基数は294基、補助金額は232万9,000円、導入経費ベースの1基当たりの金額は約1万円でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

傾向が分かりました。

それで、補助件数に占める5基以内、今回は5基を超えた場合もありますけれども、5基以内の割合について、令和5年度から7年度までの推移をお示してください。

○周田環境政策課長

補助件数に占める5基以内の割合につきましては、令和5年度が78%、令和6年度が85%、令和7年度が65%でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。令和7年度については、5基以内の割合が大きく減少しており、1基当たりの基数が増加となっております。しかし、1基当たりの補助額は減少していないため、1基当たりの補助金額の増加となり、早い時期での予算に達したということが推測されます。

この施策は、令和9年12月末に蛍光灯の生産が終了するというに伴う施策ですけれども、現在、市内では蛍光灯器具が使用されており、数量を把握することは困難ですが、今回の申請状況から見ても相当あると考えられます。

今年度の追加の補正予算はありませんが、蛍光灯のLED器具への取替えは必要であり、来年度以降についても事業の検討をされると思いますが、今年度の状況を分析して、1件当たりの申請基数や1基当たりの補助金額を少なくするなどの方法により、多くの市民に広く活用できるような施策になることを期待しております。

なお、現在、蛍光灯と同じ形式の蛍光灯型LEDランプが多く販売されております。

蛍光灯が終了しても代替に使用できますけれども、これは誤った使用による発火事故等が報告されております。

これは、蛍光灯器具にグロースター形、ラピッドスタート式それからインバーター式の3種類があり、LEDランプもこれに適応した種類があるんですが、形が同じであるために誤って取り付ける可能性があります。

これを正しく理解することは困難なこともあり、使用には十分注意することをお知らせする必要があります。さらに、ランプの寿命は蛍光灯より長いのですが、省エネ率が低い場合も多く、LED照明設備への買換えを推奨することも重要ではないかと思っておりますので、今後の対策としてよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○早稲田委員

では、質問いたします。

第5次男女共同参画基本計画策定事業というのが、予算の概要の新規事業として載っております。2025年6月10日に、政府は「女性版骨太の方針2025」というのを決定したところですが、こちらの第5次男女共同参画基本計画策定事業の進捗状況はいかがでしょうか。

アンケートや会議の実施というのが予定に書いてあるんですけども、どのようになっていますか。お示してください。

○村上人権推進課長兼ふれあいセンター所長

光市の第4次光市男女共同参画基本計画ですが、こちらのほうは令和8年度をもって期間が満了することから、令和7年度から8年度にかけて改定作業を行い、令和9年度から13年度までの5年間を第5次計画とする予定としております。

現在は、計画の策定方針（案）の作成や、本年度実施予定の市民アンケートの調査に向け、準備を行っている段階です。その結果を踏まえまして、今年度末から来年度にかけて、男女共同参画推進ネットワーク会議を開催し、改定作業を進めたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

こちらは、じゃあ、今は準備をしているというところで、理解いたしました。

じゃあ、もう一点質問いたします。

昨年度、国において創設された、熱中症特別警戒アラートの対応として、市はクーリングシェルターを指定できるようになり、光市においても、昨年度、公共施設を対象に指定を行ったと思いますが、民間施設の指定についてはどのような状況かお示してください。

○周田環境政策課長

熱中症特別警戒アラートに対応したクーリングシェルターの民間施設の指定でございますが、今年の早い時期からお申出を頂いておりました日本郵便株式会社様と、6月16日に協定を締結いたしました。

また、民間施設の指定について公募を行うこととし、本日発行の市広報紙に掲載するとともに、記者発表を行ったところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

日本郵便株式会社との協定の締結ですが、市内には郵便局が複数あると思いますが、どこの郵便局が対象で、受入れ可能時間などを教えてください。

○周田環境政策課長

日本郵便株式会社様との協定の内容でございますが、市内10か所全ての郵便局において、その営業時間内である平日10時から16時を受入れ可能としております。

以上でございます。

○早稲田委員

最初の説明のほうで、民間施設の公募開始とおっしゃっていたんですけど、民間施設の応募資格にはどういったものがありますでしょうか。お願いします。

○周田環境政策課長

応募資格は、定期的にメンテナンスされた冷房設備を有すること、開放可能日に一般に開放できること、利用者が滞在する際、適切な空間を確保できることが条件となります。

こうした施設をお持ちの事業所で御協力いただける場合は、環境政策課までお申出を頂ければと思います。

以上でございます。

○早稲田委員

では、何社程度の指定を想定していらっしゃいますか。お示してください。

○周田環境政策課長

現在、1社から相談をお受けしているところですが、なるべく多くの民間施設と締結できればと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

多くの事業所さんが応募してくださればいいなと思います。

熱中症特別警戒アラートは、広域的に過去に例のない危険な暑さを想定しており、そ

の発出の可能性は限りなく低いとは思いますが、これからの時期、どんどん暑くなっていきますし、万が一に備えて、少しでも多くの施設と協定を締結できるように、周知に努めていただきたいということを要望しておきます。お願いいたします。

以上です。

○仲山委員

1点だけお伺いします。

先日の停電の影響についてなんですけれども、停電時、通電までに3時間余り、それから窓口対応が復旧するまで、さらに3時間程度、要したでしょうか。

そのあたりの、どういった状況であったのか、まずお伺いします。

○藤井市民課長

まず最初に、今回の停電におきまして、来庁いただいた多くの方々に御迷惑をおかけしたことに對しまして、この場をお借りしておわび申し上げます。

停電発生後、業務が復旧するまでの状況についてでございます。

まず、9時頃に停電が発生すると、館内の照明が消灯するとともに、処理するためのパソコンやプリンターといった電子機器も電源が切れてしまい、業務を行えない状況となりました。

そのため、来庁者に対して、ロビーや玄関前において状況を説明し、電源復旧後の対応となることや、証明書を後日郵送できることなどを伝える体制を整備し、対応に当たりました。

その結果、住民票の写しであれば、19件の来庁に対し、17件はお帰りいただきましたが、2件は後日の郵送の対応を、また、印鑑証明書では、3件の来庁に対し、2件の御帰宅、1件の後日の郵送といった対応となりました。

12時27分頃の電源復旧後、直ちに各種業務システムについて、業務を行うことが可能か動作確認に着手し、13時30分に戸籍システムの復旧を確認し、戸籍に関する業務から再開いたしました。

その後、14時25分に住民記録や印鑑登録、マイナンバーカードに関する業務を再開し、16時13分にコンビニ交付のサービスを再開いたしました。

以上でございます。

○仲山委員

LINEでの連絡は、たしか4時過ぎでしたかね。それまでに戸籍のほうですか、もう既に復旧していた部分もあったという話だったんですね。了解いたしました。

このたびの急な停電、停電っていうのは大抵、急なんだろうけれども。しかも、今回はちょっと長めだったと思いますけれども。今後の停電への対応策というか、今回を踏まえて、何か考えていることがございましたらお伺いします。

○藤井市民課長

防災庁舎の整備に伴い、本庁舎のサーバー機器などを防災庁舎へ移設することで、本庁舎において停電が発生した場合でも、支所、出張所、あいぱ一くで住民票の写しや、印鑑登録証明書など証明書の発行は継続できるようにする取組について、政策企画部を中心に進めているところでございますが、そうした取組を実施した後においても、本庁舎では、停電により引き続きパソコン等が使えないことや、本庁舎、防災庁舎間の通信が行えないことから、証明書の発行をすることができません。

一方で、今回の停電において、来庁件数が多いのは、住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍謄本など、証明書発行業務でございました。

このため、こうした証明書に関する業務を、停電時に本庁舎で継続するために必要となる機材や、その構成また課題などについて、まず整理をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

早速、対策を考えていらっしゃるという様子はお伺いしました。しっかりとやっつけらっしゃるんだなど、ある種、安心をいたしました。

以上で質問を終わります。

○藤川委員

市民部のほうで、国民健康保険の関係でお聞きします。

令和7年度光市国民健康保険事業運営方針の中から、一つの事業で、糖尿病性腎症重症化予防事業というのがあるんですけども、今年の予算書では、特別会計20ページの中段あたりに書いてあります、337万9,000円として予算が取ってありますが、去年、随意契約で337万8,201円ということで契約されているわけですけども、その中の事業の内容についてお伺いします。

まず、対象となり得る人なんですけれども、選定方法はどのようにして選ばれているのかということと、あと、対象人数ですね、人数。その後に保健指導等、実際に実施した件数。あと、告知方法などですね。あと、その実施した件数などは、令和元年から令和5年の数字が出ていれば教えていただけますでしょうか。

○藤井市民課長

まず、糖尿病性腎症予防事業の対象者の選定のプロセスですとか、勧奨の方法について、お答えをいたします。

糖尿病性腎症とは、糖尿病の合併症の一つで、高血糖状態が続くことで腎機能が著しく低下し、進行すると人工透析につながるおそれがある病気となりますが、本市の予防事業では、委託事業者が、レセプトと呼ばれます医療機関等が医療費を請求するために、どのような病気に、どのようなサービスを提供したかを記載した明細書ですとか、健診データなどから糖尿病性腎症のステージが人工透析に至っていない第2期から第4期に当たる人を抽出、まずいたします。

その後、抽出した対象者のかかりつけ医である、市内の医療機関へ推薦を依頼し、推薦を受けた方を本事業への参加勧奨対象といたします。

参加勧奨対象者へは、市から文書で御案内するとともに、委託事業者による電話勧奨を行い、保健指導の対象者を決定しております。

それから、対象者の人数と保健指導の結果についての御質問でございます。

まず、勧奨の結果、事業に参加いただけることとなった人の人数は、令和元年度が8名、令和2年度が7名、令和3年度が2名、令和4年度が1名、令和5年度が2名でございます。

それから、保健指導の結果についてですが、本事業は、糖尿病性腎症の重症化を予防することにより人工透析への移行を予防するなど、患者の生活の質を維持向上させるとともに、医療費抑制を目的とするものですが、取組の結果、令和元年度から令和5年度までの間に、本事業に参加した方で人工透析に移行した方はゼロとなっております。

以上でございます。

○藤川委員

一番最初に選定されたときの対象人数は何人だったか、ちょっと私が聞き漏らしたのか、もう一度お願いいたします。

○藤井市民課長

選定プロセスごとの人数で申し上げますと、令和元年度では、レセプトなどからの抽出人数が213人、かかりつけ医からの推薦が94人でございます。それで、指導へ参加された方が8名で、これは先ほどお答えしたとおりでございます。

令和2年度では、レセプトからの抽出人数が203人、かかりつけ医からの推薦が30名でございます。

令和3年度では、レセプトからの抽出人数が215人、かかりつけ医からの推薦が17人。

令和4年度では、レセプトからの抽出人数が222人、かかりつけ医からの推薦が17人。

令和5年度では、レセプトなどからの抽出人数が224人、かかりつけ医からの推薦が19人となっております。

以上でございます。

○藤川委員

ここでちょっと、言葉の分かりやすい確認なんですけれども、レセプトというのは、要するに健康診断を受けた結果の、診断の結果ということでよろしいですか。

○藤井市民課長

レセプトは健康診断ではなくて、医療機関にかかった際にどういう治療をして、どういう薬を処方したか、それが記載してありまして、それを基にして医療費の請求を行うための明細書でございます。

以上でございます。

○藤川委員

ありがとうございます。はっきりしました。すみません。

この事業のプロセスの中で一番費用がかかっている部分。結局、この337万8,000円、契約をして、これはちょっと6年度ですけれども、5年度の結果、健康相談を受けた方が2名ということなんですけれども。その作業の中で一番、プロセスの中で金額がかかるところはどの作業のところなのか、お分かりになればお願いします。

○藤井市民課長

本市では、レセプトなどからのデータ抽出から、参加者への参加の勧奨それから保健指導について、事業者のほうに委託をしております。

その内訳を見ますと、データ抽出が140万円程度、保健指導が40万円程度、勧奨等その他が30万円程度となっておりますので、データ抽出にかかる部分が最も割合が多いという状況でございます。

以上でございます。

○藤川委員

このデータ抽出の部分で、例えば、この株式会社データホライゾンさん以外の業者では考えられなかったのでしょうか。

○藤井市民課長

対象者の抽出につきましては専門性が求められるものとなりますが、委託事業者は、糖尿病性腎症の重症度を判別する技術やレセプトの分析する技術において、特許を取得しております。対象者を漏れなく抽出することが可能な事業者として、委託しているものでございます。

以上でございます。

○藤川委員

令和元年から令和5年まで、この事業のおかげで人工透析を受けられた方は、国保の中からはいらっしやらないということなんですけれども。もし、受けられた場合っていうのは、市から出すべきこの補助というか、その透析に対してかかる、市から出るお金は、1件当たりどのぐらいになるのでしょうか。

○藤井市民課長

人工透析の年間の医療費は、1人500万円と言われております。

以上でございます。

○藤川委員

人工透析ともなると、結構な額で出るということが分かりました。この事業は大変、

市民の健康を守るという意味でも、費用の面でも、すごく考えられた事業だなと思います。引き続きよろしくお願ひいたします。

あと、もう一点あります。すみません。

これは、ちょっと環境部のほうなんですけれども。あじさい苑、大和の墓地なんですけれども、そちらの駐車場の件になります。

これは、過去何度も、もしかしたら、上がってきているということで、話題になっているということで聞いたんですけれども。

ただ、私も実際、月に1回か2か月に1回ぐらい、お参りに行くんですが、その際に、やはり、高齢者の方とすれ違うたびに「駐車場、どうにかならんかね」という話が出てきまして。

そういった中で、前回の答弁から、さらに何か工夫されている点とか変化があれば、お願ひいたします。

○周田環境政策課長

まず、駐車場の現状について御説明します。

大和あじさい苑の駐車場から墓地までの管理道は、墓苑の維持管理のための車両が通行することを前提としておりまして、一般車両の日常的な通行を想定して整備されておりませんので、墓苑を御利用の方は、墓苑の下にある駐車場に車を止めて、墓地まで歩いて参拝していただくことを基本に供用開始したものでございます。

ただし、車両の乗り入れは可能としておりまして、車止めの鍵を、鍵の管理を委託している事業者で借りることもできております。

前回の答弁からの変化ですけれども、引き続き事業者鍵の管理をお願いしておりまして、変更はございません。

以上でございます。

○藤川委員

その、あじさい苑のことについて、ちょっといろいろ、駐車場のことの困り事を聞いた上で、その鍵のことも知ったんですけれども。

そこに看板が立てられていて、その鍵の存在というか、ある場所だとか手続方法っていうのが書いてあるんですが、実際、確かにあるんですけれども、いつも私は、その存在を知る前には、そのポールを見て、このポールさえなければと思ったこともありまして。ということは、看板をちゃんと見れていなかったっていうのもあるんですが。実際、すれ違った高齢者の方も知らなくて、そういうふうなことをおっしゃっていたところ、ちょっと、告知方法といいますか、何か工夫されてはいかがかなと思ひまして。

例えば、ポール自体に、鍵が実はありますだとか、そういった何か工夫されてはいかがかなと思うんですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○周田環境政策課長

鍵の貸出しの周知ですけれども、現在は、大和あじさい苑のチラシに鍵の貸出しについても記載し、相談があった際や申請時に説明を行っております。

また、委員から御紹介がありましたように、現地には車を乗り入れるための車止めの横に大きめの看板を立て、鍵の管理をお願いしている事業者や市への申請について記載しております。そのほか、市のホームページにおいても周知を行っているところでございます。

より効果的な周知につきましては、今後、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○藤川委員

よろしくお願いたします。

以上です。

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第48号 光市職員の育児休業等に関する条例及び光市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：和久総務課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

おはようございます。36ページの2、改正の概要の1のところ、部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間10日を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できる形態を設けることとし、職員はいずれかの、と書いてありまして、いずれかの選択とありますが、子供さんや家庭の状況が変わった場合、2時間以内の部分休業と1日の形態との併用はできるのですか、または、変更はできますか、お尋ねします。

○和久総務課長

部分休業につきましては、1日につき2時間を超えない範囲で取得する形態と、今回新たに設ける1年につき10日を超えない範囲で取得する形態については、いずれかの形態を選択するということになるため、併用はできませんが、変更をすることはできます。ただし、変更ができるのは、変更を行わなければ、子供の養育に著しい支障が生じる特別な事情、例えば配偶者の入院など、家庭環境などに変更があった場合となります。

以上です。

○早稲田委員

変更は可能という答弁は伺いました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第46号 令和7年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：海老本防災危機管理課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

それでは、質問いたします。

今のお話で「導入から7年が経過し」とおっしゃられたんですけど、今の機器は7年前に導入されたということでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

現在の機器に関しましては、平成30年度に機器の更新で導入をしております。
以上でございます。

○早稲田委員

今から新しく導入予定の受信機というのは、現行のものとの違いが何かありますでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

現行受信機と新型受信機の違いについて御説明いたします。

現在、国において、令和8年度の出水期をめぐりとして、シンプルで分かりやすい防災気象情報の再構築を進めており、新型受信機はこの新しい情報に対応した機器となる予定となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

気象情報に対応するというので、今後、突発的な豪雨であるとか、そういうことも最近多いですので、そういった意味でも、新しい機能が追加する受信機ということで理解しました。

確認で、以上です。

○藤川委員

今回、令和8年の国での再構築ということなんですけれども、費用として、市債から全て賄われているんですが、今後、国からのこの補助などある予定なんですか、お尋ねします。

○海老本防災危機管理課長

財源についてのお尋ねと思います。

今回の起債につきましては、現時点で活用可能な起債の中で最も有利な充当率100%の緊急防災・減災事業債を活用するため、ほかの財源を活用する予定はございません。

以上でございます。

○藤川委員

理解できました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○仲小路委員

おはようございます。それでは、何点か質問していきます。

令和6年4月1日から、市の職員が着用する名札につきまして、部署名や下の名前、顔写真を廃止し、各課等が設置している座席表の写真が廃止されましたが、ハラスメント防止等の効果についてはどのように考えられていますでしょうか。

○和久総務課長

光市役所の職員が着用している名札や各課等が設置している座席表については、令和6年4月1日から現在の名字だけの表記のものに変更いたしました。

変更の目的は、市民にとって分かりやすく、見やすい表記にするとともに、職員への不当な個人攻撃、いわゆるカスタマーハラスメント対策の一環でした。

効果といたしましては、実際にハラスメント対策として効果があったという事案はありませんが、職員からは「SNS等を通じた氏名の検索や誹謗中傷につながるリスクが低減され、安心感を持って仕事ができる」との声も聞いていることから、働きやすい職場環境づくりに一定の成果があったと考えています。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。特に、もともとあまりなかったということで、継続してそういう被害がないということで確認しました。

それから、次ですが、令和7年度予算で、避難所環境整備事業で、電動ラップ式トイレ、また貯水槽、また備蓄食料の追加が計上されましたが、現在購入した品目あるいはその数量をお示してください。

○海老本防災危機管理課長

それでは、令和7年度予算における避難所環境整備事業として計上しました品目及び数量についてお答えいたします。

まず、電動ラップ式トイレが50台、折りたたみ式簡易貯水槽が2基、エアーマットを100台計上しております。これにつきましては、先月27日に入札を実施いたしました。特に、電動ラップ式トイレは全国的に需要が高まっていることから、8月中の納品を目指して、現在納入業者と調整しているところでございます。

また、備蓄食料につきましては、アルファ化米1,000食、保存飲料水700本を計上し、6月20日に納入済みでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。8月中には、ラップトイレ等、分かりました。順次、またこれから増えていくと思います。よろしくお願いします。

それから、選挙の関係ですが、ポスターの掲示板につきまして、現在223か所でしたが、今後もその予定でしょうか。

○園田選挙管理委員会事務局長

ポスター掲示場の設置箇所数についてでございますが、ポスター掲示場の設置総数につきましては、公職選挙法施行令第111条により、各投票区の有権者数や面積に応じて基準が定められており、これまで、本市では法定数の223か所に設置してまいりました。しかしながら、公職選挙法第144条の2第2項ただし書の規定により、特別な事情がある場合には、あらかじめ県の選挙管理委員会と協議を行った上で設置数を減ずることが可能とされていることから、本市におきましても、県内他市の設置状況等を参考に検討を行い、今回の参議院議員通常選挙からは14か所減らし、209か所に設置する予定としております。

今後も、必要に応じて、設置数の適正化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。減少して209ということで確認しました。

これにつきまして、設置場所の土地なんですけれども、国有地それから県有地、市有地、民有地がありますが、その内訳が分かりましたらお示してください。

○園田選挙管理委員会事務局長

所有者別の設置数についてでございますが、このたびの参議院議員通常選挙におきましては、ポスター掲示場を県の所有地に43か所、市の所有地に135か所、民有地に31か所、合計209か所設置する予定としております。

なお、国の所有地への設置予定はございません。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それで、実際に使用の依頼につきましては、長期か、その都度か、どのような形で行われていますでしょうか。また、使用料等の発生はありますか。

○園田選挙管理委員会事務局長

ポスター掲示場の設置に関する許可申請についてでございますが、掲示場の設置に当たっては、選挙の都度、関係機関に対し、土地の占用または使用に関する申請を行っているところでございます。

また、設置に係る使用料等につきましては、併せて使用料等の減免申請も行っているところでございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。了解しました。

それで、今年度は参議院選挙と、それから県知事選挙がありますけども、高校での期日前投票はどのような形で行う予定でしょうか。

○園田選挙管理委員会事務局長

令和7年度の高校における期日前投票についてでございますが、昨年の第50回衆議院議員総選挙及び光市長・光市議会議員一般選挙と同様に、このたびの参議院議員選挙におきましても、市内の高等学校2校、光高等学校及び聖光高等学校に期日前投票所を設置する予定としております。

光高等学校では、生徒昇降口横にテントを設置し、7月11日金曜日午後零時から午後4時50分まで、聖光高等学校では、旧幼稚園舎教室において、7月16日水曜日午後零時30分から午後5時まで、それぞれ期日前投票所を開設することとしております。

また、県知事選挙におきましても同様に、高校への期日前投票所の設置を検討しているところでございますが、現時点で選挙期日等が未定であるため、今後、関係機関と調整を進めてまいりたいと考えております。

なお、こうした取組が継続定着することにより、若者の投票行動の促進につながるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それ以外にまた、投票を促進するような対策がありますでしょうか。

○園田選挙管理委員会事務局長

その他の投票促進策についてでございますが、従来からの取組といたしまして、市内の高等学校の3年生を期日前投票所の立会人として起用するため、現在募集を行っているところでございます。併せて、校長先生を通じて校内に啓発ポスターの掲示やチラシの配布をお願いしているほか、選挙公報が発行され次第、高校3年生全員に配布していただけるよう依頼しているところでございます。

また、市内に所在し、従業員が100名以上の企業に対しましては、選挙管理委員会委員長が啓発グッズを持参の上、直接訪問し、投票の呼びかけを行うこととしております。

さらに、新たな取組といたしまして、今回の参議院議員通常選挙におきましては、インターネット広告、具体的にはユーチューブの視聴中に表示される広告を活用し、市内の有権者に対する投票啓発を実施する予定としております。この取組により、SNSを日常的に利用する若年層に対しても、投票行動へつながる効果が期待できるものと考え

ております。

以上でございます。

○仲小路委員

いろいろ工夫されていることが分かりました。特に、若い方の投票が促進できればと思います。

それから、監査委員についてなんですけども、この3月24日に伊達信哉氏が新監査委員に就任いたしました。そこで、この機会に監査委員の選任について確認したいと思います。

新市となった平成16年以降の議員以外の監査委員は、今橋将氏、山本武男氏、松本利幸氏、そして、現在の伊達信哉氏でありますけども、全員が選任時に税理士の資格を持っていますが、それ以外に司法書士や行政書士などの資格を持っていることが確認されていればお示してください。

○中村監査委員事務局長

平成16年以降に就任した委員では、行政書士の資格を確認しております。

以上です。

○仲小路委員

どなたがというのは答えられますでしょうか。

○中村監査委員事務局長

確認していますのは、伊達委員、松本委員の2名について確認をしております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。それで、具体的に、この議員以外の監査委員の選任については、地方自治法第196条では、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた見識を有する者から選任するとの内容で、税理士であるという必要はありませんが、資格の所持等、法律に記載のない要件について、監査委員の選任について、議案に提案する際に何らかの規定が市においてありますでしょうか。

○中村監査委員事務局長

識見を有する者の中から選任される委員の要件については、地方自治法以外に規定等はありません。しかしながら、地方自治法第199条において、監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するとありますことから、本市においては、歴代、会計業務や行政手続などに関する専門知識と、それに関する資格を有している方を選任している状況です。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。そういう規定はありませんが、そういう方を選んでいるということで了解しました。

もう一点、条件として、人格が高潔ということがありますが、これについてはどのような判断をされていますでしょうか。

○中村監査委員事務局長

人格が高潔ということの判断についても明確な基準はございませんが、一般的に、人柄がよく、私利・私欲にとらわれず、道徳的に優れていることなどが考えられます。このため、選任に当たっては、前任の委員の意見や、その業界内での評判、また、市長、総務部長などとの面談により、その適正を判断しております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。一点、確認ですけれども、過去の犯罪歴とかいうのは、これは関係するのでしょうか。

○中村監査委員事務局長

犯罪歴につきましては、犯罪歴がないということを監査委員の要件とするという法的根拠がないことから、確認はしておりません。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。状況が分かりました。

以上です。

○中本委員

それでは、数点、質問をいたしたいと思います。

まず、1点であります。昨日の委員会、今回停電が起きた原因については、説明を聞いて一定の理解を昨日いたしました。したがって、今回は、総務課として、この庁舎が停電した状況について、どれだけの支障があったのか、そのあたりを一つお聞きしたいと思います。

○和久総務課長

令和7年6月9日の午前9時から12時27分までの約3時間半の間、市内の島田、中島田、浅江、光井地区の一部、約350戸で停電が発生しました。本庁舎がこの停電の影響を受けまして、各システムのサーバーがダウンするなど、約80人の来庁者の手続に影響がありました。

この際の総務課では、主に4点の対応を行いました。

1点目は、停電後、直ちにエレベーターの中に閉じ込められた人がいないか、教育委員会やあいぱ一くが停電していないかを確認しました。

2点目は、本庁舎の停電を周知するために、ホームページや公式LINEによる情報発信を行うとともに、本庁舎正面玄関に掲示、及び職員2名を配置し、来庁者に向けての状況の説明を行いました。

3点目は、庁舎内の安全確保のため、階段やロビーにタワーライトを速やかに設置しました。

4点目は、外部からの電話回線を確保するため、電話交換機を発電機に接続し、電力の確保に努めました。

以上です。

○中本委員

停電によって3時間余り大変な状況だったということでもあります。今、お聞きしますと、初動の対応については機敏な対応をされたというふうに思っております。もちろん、エレベーターの確認、あるいはライトの設置、あるいは電話の交換含めて、玄関での対応というのは、非常にいい初動の対策だったというふうに思います。

しかしながら、今後、このような停電が起きるといふ事故が発生するといふことが考えられますので、今後の対応についてはどうしていくのか、お考えをお聞きします。

○和久総務課長

中国電力の送配電事業を運営している中国電力ネットワーク株式会社に確認をいたしましたところ、同様の状況が今後も起こる可能性はあるというふうに伺いました。このため、このたびの停電で課題があった部署については、今後の対応を検討するように依頼をしたところ です。

以上です。

○中本委員

中国ネットワークに今後の対応については確認をされたということでもあります。

次は、防災庁舎については、継続して運転可能な装置が、すなわち非常用電源装置を備えております。今の状況では、本庁舎ではありますが、長時間運転可能な装置、非常用発電装置を備える必要があるというふうに思いますが、停電に備えての対応についてはいかがでしょうか。

○和久総務課長

現状、本庁舎には数台の発電機は備えておりますが、防災庁舎に設置をしているような長時間の停電に対応できる非常用の電源装置はございません。

以上です。

○山岡総務部長

総務課長の説明を補足します。

現状、庁舎がかなり老朽化しておりますので、この庁舎に防災指令拠点施設に整備しておられるような発電機を設置するというのは、なかなか難しいような状況であると考えております。

以上でございます。

○中本委員

今の老朽化した施設に非常用発電機は非常に厳しいというようなお答えを頂きました。

数台の発電機を備えておりますが、いざ瞬間に起きた事故についての、どのように対応できるかというのは、非常に現状の状況では、なかなかすぐに対応できるような状況ではないというふうに思っております。

したがって、今後に対して、要望を含めてしておきますが、老朽化した本庁舎であります。今回のような突如事故、台風、地震などに強い施設を、全国で、地震等で使用不要になった庁舎の建替えが進んでおります。築後、本庁舎は57年を経過しておりますので、本庁舎の建替えについてのお考えがあれば、お聞きをしてもよろしいでしょうか。

○山岡総務部長

庁舎の内容に関わることでございますので、私のほうから少しお答えさせていただきたいと思っております。

まず、現状の確認でございますが、昨年の市長の所信表明におきまして、市役所本庁舎の建替えは、立地適正化計画等の各種計画等の整合を図りながら、財源の問題、こちらも含め、今後の進め方を整理するとともに、老朽化したほかの公共施設の総量を縮減しながらサービスの質の拡充を図るとい、いわゆる縮充の観点も取り入れながら再編や複合化などを検討するという、こういう考えが示されたところでございます。

これを踏まえ、新年度に入って、総務部といたしまして、今後の進め方の協議を進めておりますが、市役所本庁舎の建替えについては、まず財源の問題、本庁舎が築57年を超え耐震性がないこと、また、公共施設の再編や複合化の検討、さらには、体制の問題など、数多くの問題がございます。このため、協議には相当数の時間がかかると見込まれており、現時点で新たな考えとしてお示しできるものはございません。

一般的に本庁舎の建替えのような大規模なプロジェクトを成功させるためには、特に入り口、こちらのほうが重要とされており、初期段階での周到な準備、そして、適切な戦略がその後の道のり全体の効率性、安全性、そして最終的な成功に直結すると言われております。このため、少しお時間を頂くこととはなりますが、まずは、市長が申しましたとおり、今後の進め方についてのしっかりとした考え方の整理のほうを進めてまいります。

以上でございます。

○中本委員

今回の教訓を基に、老朽化した本庁舎をどうしていくかという、その進め方についての協議をしているということでもあります。当然、そういう協議も、進め方についても早急に検討しなければならない、そんな状況であろうというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、この事故、これは突然の事故、今から台風あるいは地震、強い施設でないといけない、耐えられるような施設でないというふうに思います。

今回は、コメントの中に、想定できなかった事故であるというような声も聞いております。事故を想定するようなことは全くできません。そのためには、突然の事故に台風、地震なんていうんだって起きる、これに耐えられるような形をつくっていくのが、行政の役割だというふうに思っております。

想定していたら、いろんなことが対処できるわけではあります。想定できなかった、これは当然そうでしょうが、そんな考え方では前に進むことができないというふうに思います。

突然起きる事故に対応するような、この老朽化した庁舎については、一定の考え方をお聞きしましたので、この大きな議題、課題でありますので、また改めて本会議のほうで議論いたしましょう。そのときにはどうぞよろしく願いをいたします。

それでは、もう一点、今、上島田小学校の体育館の裏山に北山近川があります。これは小河川であります。30年の豪雨災害のときに、川の氾濫によって学校の一部と周辺に少し被害が出ました。

今回、県が土石流対策として防災工事を進める事業の概要の説明会があって、体育館の裏山の砂防計画であります。この地は土砂災害特別警戒区域に指定されておまして、砂防ダムができることで、上島田小学校が避難所として、あるいは、体育館も避難所としての位置づけが今後気になるところであります。御見解をお聞きしたいと思います。

○海老本防災危機管理課長

現在、上島田小学校体育館は、土砂災害警戒区域に含まれており、かつ、土砂災害特別警戒区域が接近していることから、土砂災害が想定される場合の避難所としては適さない箇所となっております。

今後、県の砂防事業が完了し、改めて県により土砂災害警戒区域が見直された際には、市として避難所設置の運用について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

土砂災害の危険区域、警戒区域でありますので、砂防ダムができることによって、上島田小学校体育館も含めて、避難所として今後使用できるのではないかというような声もありました。

今までは島田中学校、今回は三島コミュニティセンターが完成しましたので、避難所としては十分安心して行ける場所が三島コミュニティになりました。少しは距離的には近くなりましたが、線路、橋を渡って行かなければならない、そういう声もありますの

で。一番身近なところの上島田小学校が避難場所として指定されればというふうな市民の、地域の思いが強くなりますので、今後、県の対応についても含めて注視していかなければならないというふうに思っておりますので、もし、完成の時期には、その状況を踏まえて、市の対応も判断をお願いをしたらというふうに思いますので、強く要望しておきます。

以上です。

○中村委員

地域防災計画について、何点か質問させていただきます。

近年の見直し状況と住民の参画を踏まえた実効性のある体制づくりについて、現状と課題をお聞かせください。

○海老本防災危機管理課長

地域防災計画のお尋ねに対してお答えいたします。

光市地域防災計画につきましては、国の防災基本計画及び山口県地域防災計画の見直しに合わせ、年に一度、光市防災会議に修正を図り、毎年見直しを実施しております。

また、地域防災計画における住民の参画につきましては、防災会議委員として、自主防災組織の代表者をはじめ、ボランティア団体、女性団体、高齢者団体や障害者団体の代表者にも就任いただいております。各委員のお立場から貴重な御意見を頂戴しながら、地域防災計画や市の防災対策等に反映しております。

課題につきましては、現時点で見直し等に関する課題はないと考えております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。国や県に合わせた見直しなどを行っているということで、見直されての変更点というのがあればお示しください。

○海老本防災危機管理課長

直近の変更点についてお答えいたします。

令和6年度分の修正について主なものをお示しますと、新型コロナウイルス感染症の5類変更に伴った文言の修正や、被災住宅の応急修理に係る国の事務取扱要領の改正に伴った応急修理を受ける者の条件や応急修理の方法等、修理の範囲や期間についての変更などをはじめ、関係機関及び市の見直しに伴う表現の適正化や時点修正及び文言の修正を行っているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。ありがとうございます。コロナについての文言や、表現や文言の整理などがちょっと多いなと思えました。ありがとうございます。

続きまして、デジタル技術の活用についてですけれども、防災情報の提供におけるデジタル技術の活用状況について御説明ください。

○海老本防災危機管理課長

デジタル技術を活用しました防災情報の提供につきましては、昨年導入した光市総合防災情報システムの機能の一つとして、昨年4月より防災ポータルを開設しております。これは、総合防災情報システムとこのポータルサイトを直接連携することで、緊急情報や避難情報、防災カメラの映像や水位情報など幅広い情報をまとめてインターネット上で公開し、市民の皆さんが必要な情報を確認できるサイトとなっております。

そのほか、SNSに関しましては、光市公式LINEや光市防災情報フェイスブック、メール配信サービスにて、避難情報をはじめ防災関係の情報発信を行っております。

また、AI予測につきましては、総合防災情報システムの機能として、類似台風のAI検索分析や、県が設置しました河川カメラの画像の水面をAI判読して水位を算定する画像解析などの機能を活用し、避難情報発令のタイミングや判断の材料としております。

なお、この総合防災情報システムでは、運用開始後の雨量や河川の水位情報を集積しており、今後の雨量予測や水位予測等における精度の向上も図りたいと考えております。以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。防災ポータルの活用や、公式LINEとフェイスブックやメール、あと、AI予測もされているということで理解しました。ありがとうございます。

最近、ゲリラ豪雨や線状降水帯など、雨の降り方一つ取っても、昔とちょっと変わってきているという話もありまして、先ほどもお話出ましたけど、台風シーズンというところも近づいているということで、安心安全な市民生活を守るという観点で、しっかりとした準備をお願いいたします。ありがとうございます。

○早稲田委員

1点、質問いたします。令和7年度の当初予算の概要にありました地域防災マップ作成事業、公開型GISを活用し車椅子を使用した防災まち歩きによる地域防災マップの作成の支援とありましたけれども、進捗状況についてお示しくください。

○海老本防災危機管理課長

GIS、車椅子を活用した防災まち歩きによる地域防災マップの進捗状況について御説明いたします。

本事業につきましては、市民提案型の共同事業として、室積地区連合自治会より提案があり、共同で事業を実施していくものでございます。

進捗状況といたしましては、12月中旬の開催に向け、現在打合せを実施しており、詳

細な内容や具体的な手法等を検討しているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

じゃ、今から準備して打合せから、そこからスタートということよろしいでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

そのとおりでございます。

○早稲田委員

分かりました。

以上です。

○仲山委員

先行委員の方が停電について質問してくれたので、私のほうは聞きたかったことというか、確認したかったことはほとんど確認できたというところでございます。

そして、本庁舎に関しても先行委員と私も同感でございます。しっかりと対応していただければと思いますが。

今回のことを、ちょっと少しでも教訓というか、生かしていきたいというところで、一点、ちょっと質問させていただきます。

この本庁舎には、この3階のバルコニーといいますか、そこに可搬式といっても重量のあるディーゼル発電機が2台、それから、据置型の発電機が1台、これは、たしか防災無線のために置いてあった分だと思います。と理解しているんですけど。

あとは、1階の裏のほうにたしか、下のほうに発電機があったかと思いますが、私も全部把握できていないのでちょっと、実際、この本庁舎及び防災庁舎ですか、あたりに災害時を想定してのことだと思いますけど、発電機は今、幾つぐらい備えてあるのか、お伺いします。

○海老本防災危機管理課長

災害時の発電機の備蓄状況についてお答えいたします。

本庁舎及び防災庁舎での発電機の数につきましては、本庁舎が6台、防災庁舎に11台、計17台でございます。

以上でございます。

○仲山委員

今、教えていただいたのは、据置きだとか可搬とか、全部含めてというところでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

現在説明しました発電機につきましては、全て可搬型でございます。
以上でございます。

○仲山委員

ということは、これ以外にその据置きのものがあるということですか。

○海老本防災危機管理課長

据置型につきましては、防災庁舎の自家発電装置が据置型となっております。
以上でございます。

失礼いたしました。可搬型と今説明しましたが、1台、据置型がございます。
以上でございます。

○仲山委員

今、お伺いしまして、本庁舎でなくて防災庁舎にある11台というのは、恐らく最新と
いうか、新しい軽いタイプの可搬式のものだと思うんですけども、本庁舎に置いてあ
るもののうち、少なくとも何台かは、いわゆる溶接をするときに使うような大型の重量
のある可搬式のもので、実際には、可搬と言いながら、そう動かせるものではないと思
います。

ここに据えてあって、せつかく発電機が6台あるので、これを、あまり費用がかかる
のであればちょっと考えもんですけれども、実際今回、可搬式の発電機で電話交換のほ
うに電力を引いて、それで電話交換、受けられるようにされていたと思うんですけども
も、ほかの部署でも使えなくはないのかなというふうに思うんですけども、そのあた
りの検討というのは可能なんでしょうか。

○山岡総務部長

防災関係の発電機の御質問ですが、基本的には、総務部に要請があった場所についま
しては、必要な数を対応することは可能だと考えています。

以上でございます。

○仲山委員

要請があれば使っていただける状況にはあるということですので、どれぐらい、これ
から頻度があるのか分かりませんが、先ほど、先行委員の質問の答えにもありま
した、こういうことが二度と起こらないというか、まず起こらないという話ではなくて、
起こる可能性があるという話の中ではありますので、あるものですので、なんか使いよ
うで少しは必要とところに電気を配ることが、あるいは、必要な箇所の優先順位とい
うのもあるかもしれませんが、そのあたり、少し考えておいてもいいのではないかと思
いますので、その辺はお願いしておきたいと思えます。

○山岡総務部長

委員から御指摘いただきましたが、このたびの災害を受けまして、それぞれの所管に対しては適切な役割分担の下、実務のほうを行っていただきたいということで、それぞれ与えられた役割に常に責任を持って対応いただくように改めて依頼したところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

失礼いたしました。しっかりとやっていたのに申し訳ございません。それが大事だと思いますので、今回の教訓をしっかりと生かしていただけるということで、よろしく願いいたします。